

平成 29 年

富岡町議会会議録

第10回定例会

12月13日開会～12月14日閉会

富岡町議会

平成29年第10回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月13日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会 (午前10時00分)	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	13
○提案理由の説明及び一般町政報告	13
○一般質問	18
渡 辺 正 道 君	19
早 川 恒 久 君	31
遠 藤 一 善 君	39
渡 辺 高 一 君	48
○散会の宣告	53
散 会 (午後2時54分)	53

第2日 12月14日(木曜日)

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57
○出席議員	58
○欠席議員	58
○説明のため出席した者	58

○事務局職員出席者	5 9
開 議 （午前10時00分）	6 0
○開議の宣告	6 0
○議事日程の報告	6 0
○会議録署名議員の指名	6 0
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 0
○委員会報告	8 5
○動議の提出	8 8
○閉会の宣告	8 9
閉 会 （午後 1時21分）	8 9

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成29年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成29年12月13日(水) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第 87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定について
- 議案第 88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 91号 動産の取得について
- 議案第 92号 不動産の取得について
- 議案第 93号 工事請負契約の変更について
- 議案第 94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第101号 動産の取得について

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定について
 - 議案第 88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 90号 町道路線の認定及び変更について
 - 議案第 91号 動産の取得について
 - 議案第 92号 不動産の取得について
 - 議案第 93号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第6号）
 - 議案第 95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第 96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第 97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第 98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第 99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第101号 動産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第 87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定について
- 議案第 88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 91号 動産の取得について

- 議案第 92号 不動産の取得について
 議案第 93号 工事請負契約の変更について
 議案第 94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第6号）
 議案第 95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第 96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第 97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第 98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第 99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第101号 動産の取得について

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君

税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斉藤一宏君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
参事兼 教育総務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課課長補佐	遠藤博生君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会務 事務局局長	志賀智秀
議席 会務係 局長	大和田豊一
議席 会務係 局主任	藤田志穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第10回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月6日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成29年第5回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、平成29年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、このことについても文書をもってお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきます、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 早川恒久君

7番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から明日、14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

29監第16号、平成29年12月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1)平成29年8月・9月・10月分。(2)一般会計及び特別会計。(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成29年9月20日・10月20日・11月20日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下別紙は朗読を省略いたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第33号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③定例会等の開会時刻について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成29年12月6日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件2件、認定案件1件、財産(不動産・動産)の取得または処分案件3件、工事請負等の変更案件1件、補正予算案件7件、合計15件。(2)12月定例会の会期及び日程について、12月定例会の会期日程については、会期を12月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。

(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案のとおり決した。③定例会等の開会時刻について、事前アンケートでは、午前10時前の開会を希望する議員と午前10時の開会を希望する議員が半々に分かれており、今回の委員会の協議でも結論が出なかったため、継続審議とすることに決した。④その他、なし。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) おはようございます。報告第34号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第192号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第192号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は、記載のとおりであります。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第192号の編集について。とみおか議会だより第192号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、再開通する富岡駅で新たに駅長となる今橋武弘氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第192号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)

とみおか議会だより第192号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2)
その他。宮城県利府町議会広報常任委員会への研修のための日程調整や調査項目の確認を行った。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君) おはようございます。報告する前に、お手元の報告書の中の訂正をお願いいたします。

報告書の中の3のその他の中での「前回の全員協議会で」を「前回の同委員会で」に訂正をお願いいたします。

では、報告いたします。報告第35号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、賠償について、2、その他。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(平成29年8月・9月・10月分)について、2、東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過は、お手元に配付した資料の記載のとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、賠償について。各種賠償に対する東京電力ホールディングス(株)の考え方を聞いた。議員からは、商工業、農業、漁業などの業種によって賠償の格差がある明確な理由を示すべき。営業損害において、個別の事業を聞くだけでなく、聞き取った内容を分析し、ある程度のケーススタディーを示すべき。帰還困難区域内の建物が解体できないことにより、借地を現状復旧できずに持ち主に返還できない人がいるため、借地料に対する賠償の考え方を示すべきなど、さま

ざまな意見、要望が出された。2、その他。東京電力ホールディングス（株）の有明補償センターといわき補償センターの役割について、説明を求めた。福島第二原発の今後の方針について説明を求めるとともに、仮に廃炉となった場合の損害額について、積算し明示するよう求めた。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。新設サブドレン水位設定誤りに伴う運転上の制限逸脱について説明を受けた。議員からは、地盤沈下前の旧OP（小名浜港工事基準面）と沈下後の新OP、新旧OPの混乱を避けるために用いているTP（東京港工事基準面）の3つが混在していることから起こった事象であることは明らかであるため、関係帳簿の修正を含めた早急な基準の統一を図るよう強く求めた。3号機使用済み燃料プール循環冷却設備一次系ポンプ（B）停止について説明を受けた。議員からは、過去にもスイッチに作業員の肘が触れたことにより機器が停止するという事故が起こっているにもかかわらず、今回も同じような事案が発生したことについて、危機管理意識が欠落していると厳しく指摘するとともに、しっかりとした再発防止策をとるよう強く求めた。3、その他。前回の当委員会が出た賠償についての質問事項に対して、回答書の提出があった。議員からは、質問に対して明確な回答が示されていないとの指摘があった。また、次回までに営業賠償等のわかりやすい資料を作成するよう求めた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査につきましては文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第38号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書。本特別委員会は付託された事件について、調査研修を実施したので報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書。1、目的。先進自治体の編集手法を学ぶことで、議会だよりの編集技能を高め、議会に対する町民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため、視察研修を実施した。

2、研修相手先等。研修相手先、宮城県利府町議会広報常任委員会、場所、宮城県利府町議会全員協議会室、日時、平成29年10月26日木曜日。

3、参加者。参加者は全員であります。

4、研修の概要。議会だよりの編集方法と紙面レイアウトの工夫点などについて。

5、所見。議会報のさらなる充実を求め、平成28年度第31回広報コンクールにおいて最優秀賞を受賞された、宮城県利府町議会広報常任委員会のご協力をいただき、研修を実施した。利府町の議会報は余白の使い方が秀逸である。つくり手側としては、限りある紙面の中に多くの情報をより見やすく掲載しようとする。しかし、多くの情報と見やすく掲載は相反するものであり、本当に必要な情報と記載しなくても伝わる情報を選別するためには、編集委員全員が高いレベルで議論の内容を把握しなければできない。利府町の議会報は伝えなければならない情報の質を落とさずに、削れる部分をできるだけそぎ落とし、余白をつくって見せている。余白をうまく使うことで、紙面に余裕を持たせ、読み手に圧迫感を与えず、気軽に読んでもらえる紙面構成になっており、我々の目標とする議会報である。また、議会報を作成する上で、広報クリニックの指摘を参考にすることは非常に大事であるが、利府町の議会報はクリニックで表紙を全面化することを指導されながら、利府町の表紙はこれでいくという強い意思で変更を加えていない。多くの町村が表紙を全面化にする中、分割を守り通している利府町の議会報は、それが特色となっており、今では表紙を見るだけで利府町の議会報だと認識して

もらえるまでになっている。今回、利府町議会広報常任委員会への研修で感じたのは、とにかく町民に読んでもらうことにこだわってつくっているということである。余白の使い方も表紙に利府町色を出すのも、全てはどうすれば町民に読んでもらえるかを最優先に考えて編集されたつくりである。町民に読んでもらえる議会報は私たちが目指すところである。今回の研修で学んだ紙面の中での余白の使い方や自分たちの議会報の特色をしっかりと打ち出すことを念頭に置きながら、今後も町民の目線に立ったわかりやすい議会報の編集に努めていきたいと考える。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見とする。

○議長（塚野芳美君） 次に、各常任委員会において行政調査が実施されておりますので、結果報告について委員長より報告を求めます。

初めに、総務常任委員長より報告を求めます。

6番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第39号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。視察研修報告書。本委員会は所管に関する事項について、視察研修を実施したので報告いたします。

総務常任委員会行政視察研修報告書。1、目的。当町は本年4月に6年ぶりとなるふるさとへの帰町を果たした。現在、住宅環境、医療体制、商圈の再開、インフラ復旧など急ピッチで生活基盤の整備を進めているが、帰町した町民は300人余りで、震災前の約2%にとどまっており、今後、再びふるさとに町民を呼び戻すための幅広い施策が必要であると考え。そこで、阿賀町が取り組む定住促進奨励金や空き地、空き家バンク、職業紹介など、定住、移住に対するさまざまな施策や、町の活性化に寄与する地域おこし協力隊の活動について話を聞き、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成29年11月14日火曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成29年11月14日火曜日午前10時から午後零時、場所、阿賀町役場第3会議室、内容、①定住、移住に対する支援について、②地域活性化の取り組みについて。

4、参加者10名は以下のとおりでございます。

5、所見。阿賀町の定住、移住に対する支援は多岐にわたる。町外から阿賀町に移住する方に対する家賃の補助や空き地、空き家バンクによる貸し手と借り手のマッチング、就業相談など、阿賀町に住みたいという方に対して幅広い施策を実施している。昨年度から開始した家賃補助は、町内の企業に就職する等の制約をつけており、今年度は建設会社や酒造会社に就職した方など4名が補助を受けている。また平成18年度から実施している空き地、空き家バンクは、これまで51件の成約あり、移住を希望する方への支援として機能している。こういった住む場所を確保しやすくする施策に取り組み

つつ、雇用対策にも力を入れている。町が独自に就業相談を行うこともその一例であるが、特に珍しい取り組みは地域おこし協力隊という制度である。町が農業振興や飲食、観光振興など、やってもらいたいテーマを提示し、住居を提供。月額20万円の報酬で町外から隊員を募集する。3年という期限つきで現在20名が在籍している。平成26年度から開始した事業で、既に2名が期限である3年を経過しているが、期間経過後も阿賀町に住み続け、地域に溶け込んで生活している。今回、地域おこし協力隊の方が営むカフェで昼食をいただいたが、地場産品を使った料理はとてもおいしく、また、楽しそうに笑顔で働いている隊員の姿が印象的だった。確かに少子高齢化の問題は、新潟県の山間部に位置する阿賀町でも深刻な課題となっているし、それを解消する特效薬はない。しかし、町がさまざまな施策を打ち出し、町と人とを結びつけることを諦めずに尽力すれば、きっと町は活気を取り戻すことができる、阿賀町で元気に働く若者を見て感じた。今後、今回の研修で学んださまざまな施策が当町の現状とどう適合するかを見きわめながら、ふるさとへの定住、移住を促進するための政策的な提言をしていきたいと考える。

以上、総務常任委員会行政視察研修所見とする。

○議長（塚野芳美君） 次に、産業復興常任委員長より報告を求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第40号、平成29年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。視察研修報告書。本委員会は所管に関する事項について、視察研修を実施したので報告いたします。

産業復興常任委員会行政視察研修報告書。目的。当町は本年4月に約6年ぶりとなるふるさとへの帰町を果たした。現在、住宅環境、医療体制、商圈の再開、インフラ復旧など急ピッチで生活基盤の整備を進めているが、いつ再び来るとも知れない災害に対する対策を早急に講じる必要がある。そこで、中越地震を経験した長岡市が目指す日本一災害に強いまちづくりの取り組みについて学ぶとともに、復興までの歩みや問題の解決方法、13年たった今、新たに生まれた課題等を聞き、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成29年11月13日月曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成29年11月13日月曜日午後1時30分から午後4時30分、場所、長岡市役所災害対策本部会議室、(現地視察)防災センター、議場、内容、防災対策について。

4、参加者。参加者については、総務常任委員会と産業復興常任委員会合同で10名で調査してきました。

5、所見。長岡市は災害に見舞われることが多いまちである。13年前の中越地震を初め、大規模な水害や雪害に毎年のように見舞われている。そのようなまちだからこそ、防災施設はよく考え込まれてつくられている。市内の河川等にカメラを設置し、その映像を防災対策室の複数の画面にリアルタ

イムで流すことで、瞬時に状況を把握できる。その映像はインターネットでも配信されているので、市民もその情報を共有できる。また、ふだん使用している公園や子供の遊び場が、非常時にはパーティションや給水施設など、多くの設備を備えた機能的な防災施設になる。こういった発想は災害を常に身近なものとして捉え、防災に対する意識が醸成されていないとなかなか出てこないと感じた。また、長岡市は公と民の垣根がない。長岡駅の目の前のアオーレ長岡という施設に市役所が入っており、1階の議場はガラス張りで外から議会の様子を見ることができる。市民は市役所に行くという感覚ではなく、市役所がそこにあるという感覚ではないかと思う。明るく開放的な空間でありながら、大切な部分は間仕切りで仕切られ、プライバシーも守られる。そういったコンセプトが建物全体から感じられた。今回の視察で、初めは各施設の機能のすばらしさに目を奪われた。しかし、そこで働く職員のお話を聞き、施設を利用する市民の様子を見て、公と民が災害に対する多くの情報を、より簡単な方法で共有化できる体制を構築することが一番重要であると感じた。長岡市の設備を当町に持つことはできないが、防災に対する意識を高めるさまざまな取り組みは、今後の当町の防災対策の大きな参考になる。今回の研修で学んだことを生かし、ふるさとを災害に強い町にするための政策的な提言をしっかりとしていきたいと考える。

以上、産業復興常任委員会行政視察研修所見とする。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成29年第10回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

去る11月13日、伊藤環境副大臣より特定廃棄物管理型処分場への搬入を開始する旨の説明を受け、

同月17日より町内仮置き場に保管しておりました特定廃棄物も当該処分場へ搬出いたしました。特定廃棄物の管理型処分場の受け入れにつきましては、議会を初め住民説明会などでいただいたご意見やご議論をもとに慎重に検討してまいりましたが、復興を一刻も早く進めること、また原発立地自治体の責務として苦渋の決断により承認をしたところであります。町といたしましては、受け入れに際して締結いたしました安全協定に基づき、立入調査を実施しながら、町民の安全、安心の確保と情報公開の徹底について継続して国に対し、強く要望するとともに、地域振興策について検討を進めてまいります。

一方、風評被害を払拭するためには行政だけでは限りがあり、震災以前の町の姿を知る町民の皆様一人一人のお力添えによってなし得るものと考えております。このため私が常々申し上げているとおり、震災以前に実施していた町行事を可能な限り再開して町民の皆様に改めてふるさとのよさを実感していただき、そして復旧、復興の進捗を認識していただくことこそが風評被害を払拭できるものであり、加えて交流人口の拡大や帰還、定住促進につながるの思いから、数多くのイベントを再開してまいりました。9月以降では、富岡第一小中学校を会場に開催されましたふたばワールドでは震災後最大となる1万300人の方々が、また7年ぶりに町内で開催したえびす講市や福祉まつりでは8,000人の方々が避難先や近隣市町村から町内に足を運んでいただき、ひとときでもふるさとならではのよさを実感していただけたものと自負しております。また、12年ぶりとなるふれあい町民号ではあいにくの雨模様となりましたが、町民の皆様が終始笑顔で談笑され、再び健康で元気に再会することを約束されるなど、遠く離れていても町民同士、そして町とのつながりを保ち続けられたものと確信しております。これらイベントなどのほかにも復興の取り組みをさらに後押しするJR常磐線竜田駅―富岡駅間の再開通も実現し、町内も日々活気づき、少しずつではありますが、居住される方々もふえてきております。今後も町民の皆様のご意見、ご要望に真摯に向き合い、互いに手をとり合って復興、再生の道を歩んでまいりますので、議員の皆様におかれましてもこれまで以上のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、9月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、災害公営住宅についてご報告いたします。第2期第3工区として栄町地区に建設整備を進めておりました単身世帯も入居を可能とする1棟50戸の災害公営住宅につきましては、11月28日に入居者申し込みに対する抽選会を実施したところであり、今月末の引き渡しを経て1月11日より供用開始となる予定であります。今後は、空き室について随時募集を行うとともに、管理組合の発足に向けて入居者との調整を行ってまいります。なお、既に供用を開始している各団地の管理組合につきましては、今月中に総会を開催すべく準備を進めているところであります。

次に、表彰式及び新年賀詞交換会についてご報告いたします。平成30年富岡町表彰式及び新年賀詞交換会につきましては、平成30年1月19日午前10時より文化交流センター学びの森を会場に開催する予定であります。議員の皆様におかれましては、既にご案内申し上げておるところでありますので、

ご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰還困難区域の再生に向けた特定復興再生拠点区域の設定と復興再生計画についてご報告いたします。さきの定例会において帰還困難区域全域の再生を目指す考えに変わりはないものの、改正福島特措法を初めとする法制度上、全域を特定復興再生拠点区域とすることはできず、帰還困難区域の再生は段階的なものとならざるを得ないとお示しいたしました。特定復興再生拠点区域につきましては、帰還困難区域再生構想の中でお示しいたしましたとおり、国道6号西側の全域並びに国道6号線東側の一部の区域として設定してまいりたいと考えており、町政懇談会においてもお示しし、説明申し上げました。特定復興再生拠点区域の復興再生計画につきましては、今後帰還困難区域6行政区の皆様より説明会などでご意見をいただきながら、復興庁や福島県と細部の調整を行った上で、これまで申し上げてまいりましたとおり、今年度末の国の計画認定を目指し、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、くらし向上委員会についてご報告いたします。くらし向上委員会は、町内生活環境の現状把握と理解をもとに、さらなる生活環境の向上やさまざまなご事情で町外生活を続けざるを得ない方々とのつながり強化のために町施策への提言をいただくために開催するもので、昨年度まで開催しておりました帰町検討委員会の後継委員会として設置したものです。町内の生活環境は、さくらモールとみおかの活発な運営、災害公営住宅や2次救急医療施設などの整備が予定のとおり進むなど、暮らしのための機能が着実に確保されるようになってまいりました。また、9月に開催したふたばワールドや先月のふれあい町民号運行などには多数の町民の方々に参加いただくなどして、ふるさとや人とのつながりを実感いただきました。町といたしましては、これらの事業や施策のさらなる展開を目指し、生活環境の向上、充実に向けた取り組みやふるさととのつながりを実感いただく取り組みへ多角的な視点からご提言を賜りたいと委員の皆様をお願いしており、委員会からのご提言を参考に今後の町施策の展開や予算編成の参考としてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご承知いただき、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。まず、町内の居住状況についてご報告いたします。12月1日現在の町内居住状況は252世帯、376名であり、毎月20から40人程度の増加の傾向となっております。1月には栄町の町営団地への入居が開始されるなど、今後も居住者の増加が見込まれておりますが、厳しい状況であることには変わりはありませんので、さらなる生活環境の向上に努めてまいります。

次に、原発避難者に係る高速道路の無料措置についてご報告いたします。本年8月、顔写真入りカードの発行や対象期間を2年間延長する方針が国土交通省より発表されました。現在来年1月からの受け付け開始に向けた準備を進めており、実施主体となるネクスコ東日本と協議を行っております。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、戦没者追悼式についてご報告いたします。当式典は、10月31日に富岡町総合福祉センターで7年ぶりに開催し、議員各位のご臨席と遺族40名

の出席のもと、町内227柱の戦没者を追悼し、そのご冥福と恒久平和を祈念したところであります。

次に、総合検診についてご報告いたします。県内避難者への集団検診は、これまで郡山、いわき、白河、福島、相馬、会津の6地区において実施してまいりましたが、今年度は富岡町内においても12月22日に実施することとしております。

次に、富岡町未就学児童受け入れ環境の整備についてご報告いたします。町は、富岡町における未就学児の保育の方向性に関して富岡町福祉計画策定検討委員会と協議を行っており、11月22日にご提言をいただいたところであります。町といたしましても町を未来につなぐためには町内における未就学児童の受け入れ環境の整備は重要であると認識しており、このご提言及び町の状況を踏まえ、富岡保育所を認定こども園として用途変更し、平成31年4月の供用開始を目指すことといたしました。今後は、認定こども園の認可申請業務とあわせて未就学児童やその保護者が当施設を利用したくなるような魅力的な環境整備を心がけながら進めてまいります。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、町内の家屋解体工事についてご報告いたします。環境省より避難指示解除区域内における被災家屋解体の受け付け申請期限が平成30年3月30日までと示され、これまで広報紙への掲載やお知らせの郵送などで周知を行ってまいりました。今現在家屋解体についての方向が決まっていない方々についても後々の調整が可能とのことでありますので、まずは申し込みをされるよう町政懇談会の中でも説明を行ってきたところであります。これからもなお一層の周知に努めてまいります。

次に、町内の除染についてご報告いたします。現在除染が完了した区域内における2回目の事後モニタリングが実施されております。今後も町内放射線量の低減状況を確認し、放射線量が高どまりとなっている箇所などのフォローアップ除染について、引き続き環境省に強く求めてまいります。

次に、放射線リスクコミュニケーション事業についてご報告いたします。昨年9月に長崎大学と締結した包括連携協定に基づき、帰町された町民宅への戸別訪問や相談対応、三春高の生徒に対する講義など同大学の持つ放射線被曝健康影響に関する専門的知見を活用し、町民の放射線に対する正しい知識の提供と不安払拭に努めております。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、管理型処分場での特定廃棄物埋め立て処分事業につきましては11月13日に国より搬入開始に関する説明を受け、同17日より搬入が開始されております。搬入に当たりましては、安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、搬入後も地元住民とのさらなる信頼関係の構築に努めるよう国に対して強く求めております。今後とも安全確保に関する協定書に基づき、当該施設に対し、立入調査などを実施しながら厳しく監視してまいる考えであります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、えびす講市についてご報告いたします。11月11日及び12日の両日に曲田地区において、えびす講市運営委員会主催の第89回富岡新えびす講市が開催されました。当日は、飲食や物販の出店が立ち並ぶ中、恒例のえびす餅投げ・抽選会や鎮魂花

火の打ち上げなどのイベントが催され、多くの来場者でにぎわっておりました。引き続き関係各位と協力のもと、町内の伝統的な祭り及びイベント等の再開に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギー事業についてご報告いたします。現在町内3地区において大規模太陽光発電事業が進められておりますが、町が出資する富岡復興エナジー合同会社による大石原、下千里地区の事業につきましては、去る12月3日、議員の皆様初め関係機関の皆様にご臨席を賜りながら竣工式を行い、本格稼働いたしました。他の2地区におきましては、平成30年3月以降の稼働に向けて準備を行っており、3地区の発電に係る売電収入につきましては、農業再生を初めとする各種復興事業に活用してまいります。

次に、プレミアム商品券事業についてご報告いたします。本事業は、事業者の町内事業再開及び町民の帰還促進を図る取り組みとして8月から販売を開始、これまで多くの町民の方にご購入、ご使用いただいております。今年度の事業といたしましては、販売終了は今年28日、使用期限が来年1月31日までとなっております。次年度以降につきましては、一層の地域経済の活性化に向け、本事業が継続できるよう関係機関に求めてまいります。

次に、地域交流館整備事業についてご報告いたします。町では、地域のにぎわい創出及び地域経済の活性化を図るため、さくらモールとみおか北側の民有地を取得し、町民を初めとする近隣地域の人々が交流できる屋内遊び場や交流広場を中心とする施設を平成31年度中の開館を目標に整備するため検討を進めております。本事業における用地等の取得費につきまして、補正予算に計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、農業復興事業についてご報告いたします。現在避難指示が解除された区域におきまして、3農家、1団体による米の生産及び業務用タマネギ、さらには醸造用ブドウの栽培など営農再開が少しずつ広がりを見せてまいりました。町といたしましては、富岡町農業復興組合における農地保全活動への継続した支援、農地所有者へのアンケート調査や座談会による営農意向の把握などを行いながら県、JA、農業委員会などの各組織の役割分担を明確にし、連携を図りながら農業復興に取り組んでまいります。

次に、鳥獣対策事業についてご報告いたします。野生動物による農作物の被害につきましては、電気柵などの設置により被害を最小限にする対策を実施しておりますが、生息頭数の急激な増加、さらには生息区域の拡大などにより、現在では交通事故や人身への危害なども懸念されております。今年度につきましては、現在まで約296頭を捕獲、駆除しておりますが、避難12市町村で組織する鳥獣被害対策会議での検討も踏まえ、今後とも実施隊との連携、協力のもと継続した捕獲、駆除を行うとともに、関係機関と情報共有を図りながら、被害の軽減に向け、効果的、効率的な鳥獣対策を検討してまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。下水道関連の災害復旧につきましては、帰還困難区域の道路除染が完了している公共下水道の災害被災箇所について、管渠復旧工事を発注しておりま

す。また、道路の災害復旧につきましては福島県発注による家老ため池復旧工事の完了に伴い、堤体上部の町道茂手木1号線の道路復旧工事が完成しておりますとともに、林道につきましても林道赤木萩線、片倉線及び太田岩井戸線において震災による被災箇所に対する国の査定が終了し、復旧工事を発注しております。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、富岡第一中学校施設復旧工事についてご報告いたします。富岡第一中学校につきましては、保護者の方々に安心して子供たちを通わせることができるよう施設整備を進めております。児童生徒の安全対策を含め、さらなる施設の充実を図るべく落下防止対策を初め給水設備や消火栓設備、外構などの追加工事を行いたいと考えており、本定例会に工事請負変更契約の議案を上程させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、学校再開についてご報告いたします。来年4月の町内での学校再開に向け、今年度6名の構成委員から成る検討委員会により富岡町が目指す人づくりの観点から町ぐるみで子供を育てるをテーマに学校再開に向けた具体的な内容をご検討いただき、その検討結果を11月1日開催の富岡町総合教育会議においてご提言を受けたところであります。町といたしましては、このご提言を受け、再開する学校の具体的な行動目標を作成し、今般子供がいるご家庭にお知らせしたところであります。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件2件、町道の認定案件1件、財産の取得案件3件、工事請負契約の変更案件1件、平成29年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計7件の合計15件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前11時00分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、2番、渡辺正道君の登壇を許します。

2番、渡辺正道君。

〔2番（渡辺正道君）登壇〕

○2番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして2問質問させていただきます。

まず、震災、原発事故から間もなく来年3月で7年目を迎えるに当たり、かつての基幹産業であった農業の現状と町内で住民生活を送る上で危惧されている諸問題の中で、特に野生動物、有害鳥獣の現状について質問させていただきます。

大きな1番、町の農業復興、振興対策について。（1）番、昨年度作成した農業アクションプランに基づく各分野の事業の進捗状況を伺いたい。

（2）、個々の農家の営農再開を支援しつつ、認定農業者や生産組合、団体等を核とし、大規模化、6次産業化を考慮に入れた新たな農業への取り組みや支援が必要と考える。そのためには意向調査やそれに基づく勉強会の開催等、取り組みは現在どのようになっているのか伺いたい。

2番、町内の野生動物、有害鳥獣対策について。（1）、現在までの野生動物等による被害状況の内容及び処分頭数の推移は、震災後どのようになっているのか伺いたい。

（2）、これら捕獲、処理は、現在どのように行われているのか伺いたい。

（3）、これら野生動物等から人間への外部、内部寄生虫被害や狂犬病を初めとするウイルス、細菌感染等、人畜共通伝染病等のリスクに対して、町民、関係者への周知が不足していると思うが、考えを伺いたい。

（4）、処理段階の動物の放射性物質による汚染状況をモニタリングし、町民に周知することは非常に有意義と考えるが、データ等を集積しているのか、また行っていないのであれば、除染の間接的効果判定並びに自然環境の変化把握に非常に重要であり、関係機関と連携し、実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたい。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、町の農業復興、振興対策について。（1）、昨年度作成した農業アクションプランに基づく各分野別の事業の進捗状況を伺いたいについてお答えいたします。

本年2月に策定した農業アクションプランは、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、放射性物質の測定体制の充実、既存農業の再開や新たな作物栽培へのチャレンジ、生きがい農業やふれあい農園の取り組み、営農環境整備や担い手の確保を4つの柱として、農地の保全と地力回復を行いながら、営農再開の基盤を構築し、魅力ある農村づくりを目指す計画であります。

現時点における計画の進捗状況は、まず放射性物質の測定体制の充実に関しまして、福島県、JA、町において随時町民が持参した農作物の検査を実施しております。検査実施結果につきましては、全量全袋検査を実施した米の検出限界値未満を確認しており、また町で測定した自家消費値につきましては結果を町広報及びホームページで公開しております。

次に、既存農業の再開及び新たな農作物へのチャレンジに関しましては、現在水稲や牧草の実証栽培の再開、新たな作物として業務用タマネギやワイン用ブドウの栽培が始まるなど、県、JAなどの関係機関と連携した支援を行っております。

次に、生きがい農業やふれあい農園の取り組みに関しましては、整備場所、管理者、事業者、財源確保などについて検討を始めたところであり、方向性が見えた段階で皆様にお示ししたいと考えております。

次に、営農環境整備に関しましては、町農業復興組合による農地保全活動を継続支援し、営農環境整備に努めてまいります。

担い手の確保につきましては、県による相双地域新規就農、企業参入推進検討会議が設置される予定であり、今後この会議の中で新規就農や企業参入に向けた支援策の検討や情報共有を行うこととしております。町といたしましては、本アクションプランに基づき、事業化に向けた検討委員会を立ち上げたところであり、今後の農地の有効活用や農業法人化への支援、補助事業の活用や周知を一層行っていくとともに、農業に関する各機関の役割分担を明確化し、連携しながら農業復興に努めてまいります。

次に2、個々の農家の営農再開を支援しつつ、認定農業者や生産組合、団体を核とし、大規模化、6次産業化を考慮に入れた新たな農業への取り組みや支援が必要と考える。そのためには意向調査やそれに基づく勉強会の開催など、取り組みは現在どのようになっているのか伺いたいについてお答えいたします。

震災以降の営農再開につきましては、原下地区のふるさと生産組合が水稲栽培を5年継続して作付しているほか、避難指示が解除された区域におきまして、新たに3件の農家が水稲の作付を再開し、全量全袋検査により検出限界値未満が確認されました。いずれの農家の皆さんにも営農再開のための各種支援補助金をご活用いただいております。また、6次産業化としては商工会が中心となり、ふるさと生産組合が収穫しました県の奨励米、天のつぶを活用した清酒づくりにも取り組んでおり、さらにはワイン用ブドウの栽培が始まるなど、新しい農作物へのチャレンジに対する支援も行っております。今後より多くの農家の営農再開を推進するため、農地所有者を対象とした一筆ごとの農地利用意向調査を実施することとしており、年度末までには取りまとめを行う考えであります。また、農家と直接対話することが必要である等の認識により、行政区単位における農業者との意見交換会を開催することとしており、出された意見をもとに営農形態や栽培方法の勉強会につなげてまいります。

次に2、町内の野生動物、有害鳥獣対策について。(1)、現在までの野生動物等による被害状況の

内訳及び処分頭数の推移は、震災後どのようになっているのか伺いたい。(2)、これらの捕獲、処理は現在どのように行われているか伺いたいについては、関連がありますので、一括でお答え申し上げます。

野生動物などによる被害状況につきましては、イノシシによる掘り起こし被害が一般家庭の庭や道路及び水路のり面、水稲圃場及び畑などで発生しております。また、アライグマやハクビシンによる被害としては、空き家などに入り込み、天井裏へのふん尿被害が報告されており、自治体の協力を得て主に箱わなによる捕獲を実施しております。処分頭数につきましては、震災前のイノシシ及びハクビシン等の捕獲数が年間十数頭程度であったことに対し、震災後につきましては帰還困難区域内を含め、平成25年度は151頭、平成26年度は432頭、翌27年度は196頭、翌28年度は437頭、本年度は現時点で450頭であり、震災後は合計1,666頭を捕獲しております。捕獲後の処理につきましては、町養護老人ホーム東風荘敷地内において微生物分解による減容処理を行い、南部衛生センターに搬入し、焼却処分を行っております。なお、減容処理につきましては、現在双葉地方広域市町村圏組合が深谷地区において新たな施設整備を行っており、今後実証試験により処理能力を確認した上で、来年度より本格導入される予定となっております。

次に(3)、これらの野生動物などから人間への外部、内部寄生虫被害や狂犬病を初めとするウイルス、細菌感染など、人畜共通伝染病のリスクに対して、町民、関係者への周知が不足していると思うが、考えを伺いたいについてお答えいたします。

震災以降、町内においてイノシシ、ハクビシン、アライグマなどの野生動物を由来とする人畜共通の伝染病発生につきましては、現時点では報告ありませんが、野生動物を感染源とする病気のリスクは排除できませんので、町民などへの周知につきましてはもちろんのこと、国、県のご指導を得ながら、町広報紙などを活用し注意喚起し、徹底してまいりたいと考えております。

次に4、処理段階の動物の放射性物質による汚染状況をモニタリングし、町民に周知することは非常に有意義と考えるが、データを集積しているのか、また行っていないのであれば除染の間接的効果判定並びに自然環境の変化把握に非常に重要であり、関係機関と連携し、実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。

現在行っております鳥獣捕獲後の微生物による減容化作業において、分解残渣内部の放射性物質濃度を測定しております。さらに、今後広域圏組合が行う処理事業においても、処理前の表面測定と処理後の測定を行うことを確認しております。町といたしましても放射性物質の影響状況をデータとして集約し、情報を提供していくことは有意義かつ重要であると考えており、周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 再質問に入ります。

2番、渡辺正道君。

○2番(渡辺正道君) ご丁寧な説明ありがとうございます。

まず、1番の(1)、アクションプランの内容についてですが、4つの柱についてそれぞれ放射性物質の測定体制の充実、既存農業を再開、新たな作物へのチャレンジ等々、4つの柱について今の現状を報告、説明いただきましたが、まず私が少し疑問に思ったというか、質問させていただきたいのは、既存農業再開に向けた作物栽培へのチャレンジということで、実証試験等々が今町内で行われているわけですが、この実証試験の手法、方法等は、従来広野町、南相馬等で行われているようなセシウム抑制措置等は従来と変わらないのか、また富岡町独自の新たな技術が導入されているのか、その辺についてまず答弁よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきました富岡町の水稲作付につきましては、お答えしましたとおりふるさと生産組合が5年ということでございます。水稲作付の状況の中で、広野町等でゼオライト等を入れて栽培したという経過でございますが、富岡町におきましては放射性セシウムの土壌中にカリの含有量が含まれていれば吸収抑制につながるというような県のご指導をいただきながら、補助金を活用している中で塩化カリを散布するという要件がございます。そういった要件の中で塩化カリをまきながら栽培を継続しているということでございます。なお、ゼオライトにつきましては、カリが十分入っていれば必要がないという県のご指導があった中で、塩化カリのみで対応させていただいております。その中で全量全袋検査を行って、結果としましては基準値内といったことがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 富岡町独自というか、塩化カリ等々の話は十分理解できました。

それでは、今の町長の答弁の中にもあったのですが、牧草の実証試験等々が開始されていると。牧草というのは、根本的にはそれは畜産関係の事業に値すると思うのですが、以前配付された資料の中で町政懇談会の資料を拝読させていただきましたが、牧草の実証試験の6アール、ちょっとこれはまだ実証試験の段階では種々の事情があるのでしょうか、まだまだ試験というには少ないように感じますが、この辺は何か原因もしくは農家サイドの意向等々あるのでしょうか、原因等々は何か考えられるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 牧草の6アール作付しているということにつきましては、こちらにつきましては農家の方がいずれ畜産を開始したいという考えの中で6アールを作付したということでございます。6アールの結果につきましても昨年が多年生、ことしが永年生というような種類分けをしまして、昨年は結果的に検出限界値未満ということと、あと今年度につきましても暫定基準値100ベクレル以下に対しての1ないし4ベクレルというような結果が出ております。したがって、今後作付を行いたいという前段階で、そういった餌となる牧草が安全かどうかを確認したいというような意向の農家の方がこれからふえてまいれば、そういった確認を行って、さらなる次のステッ

プとしましては牛の確保とか畜舎とか、そういったことに話がつながる前段階で対応させていただいていることをございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 牧草の実証試験については、6アールという小面積ではあります、今これらに取り組む農家がまだ1件だけだということで小面積になっていると認識しております。これらについては、今後は町としてもやはり水稲というのは畜産等々との複合経営で、そしておいしい米ができると思ひておりますので、今後の成り行きを町としてもさまざまな形で検討させていただいて見守りたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 心強い町長からの言葉をいただいたのですが、さらに、突っ込んだ質問をさせていただきますと、稲作、水稲、食用米、天のつぶ等々が恐らくメインの品種だと思ひますが、町内においてはいわゆる食用と別の非食用、いわゆる飼料米等々の生産というか、生産実態と申しますか。と申しますのは、中通りあたりではやっぱりなかなか利用条件の悪いような田んぼに関しては、家畜用の飼料米の補助金等々を有意義に活用しながら作付面積がかなりふえている。万が一富岡町内でもそういう飼料米等々の作付を実証試験を兼ねながらしていくようであれば、あくまでも食用に供しない家畜用の飼料ですから、今後ぜひ町内の方にも推奨していただければ、万が一のときには非常に有意義と思ひますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 新たな作物へのチャレンジという部分の中で飼料用米の作付につきましては、今現段階で来年度の作付に向けて1農家の方が15ないし30アールぐらいの作付面積を予定したいという考え方を示されている方がいらっしゃいます。町としましては、いずれにしても営農再開に向けて食用や飼料用などそういう作付を行いたいという農家の方がいらっしゃれば、そういう意向に応じていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） わかりました。ぜひとも今後の農地の保全ひいては畜産の再興という意味で小っちゃな一歩かもしれませんが、作付しようという意向の町民の方がいらっしゃるのであれば、ぜひとも行政としても背中を押していただけるとありがたいと思ひます。

続いて4つの柱のうちの営農環境整備の項目の中でちょっと聞き漏らしてしまったのですが、新たに相双地域新規就農会議等々が立ち上がるというような話をありましたが、今後のことですから内容等々については詳しく行政サイドとしても把握していないのかもしれませんが、もし支援策等々、会議等の内容がわかるようであればわかる範囲で結構ですから、ご説明いただくと助かります。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今ほどお話ありました相双地域新規就農、企業参入推進検討会議につきましては今後設置される予定となっております、具体的には今月の25日に開催される会議となっております。その会議につきましては、相双農林事務所が所管をしております、相双管内の12市町村、さらには12農業委員会、農業振興公社や農協などが入った中で、この管内の置かれている状況が担い手の不足が喫緊の課題ということもありまして、そういった担い手不足が深刻化しているという状況を鑑みまして、そういった各種団体等が集まった中で受け入れする協議会を立ち上げたいという協議の内容となっております。また、そのためにいろいろと12市町村で持っています情報を共有する場ということで会議の中身、制定の中身については事前に連絡をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） いずれにせよ、今後そういういろいろな意見集約や会議が催されることは大いに結構ですので、ぜひとも基本理念として農地の再興、富岡町の復興ということをお忘れずに行政サイドの皆さん、また参加者の皆さんには活発な意見を述べていただいて、意義のある会議にさせていただきたいと思っております。

あと、(1)番の最後の答弁の中で、これは前回の産業委員会の中でもお話があったのですが、やっとこの段階でアクションプランの事業化に向けた検討委員会を立ち上げる趣旨のお話がありましたが、アクションプランというのは事業年度としては28年から32年までの5年間、その中でもう数えようによって半分近くが過ぎようとしている中で、今のお話を聞いた上で考えると、今ここかというような感じが非常にいたします。単刀直入に言えば、ちょっと遅いのではないかと。この辺の答弁は結構ですから、ぜひとも事業計画5年の中で、もう具現化して形になるような状況をどんどんつくっていただいて、種々の問題で厳しい状況はあると思いますが、その辺を迅速になるべく早くして遂行していただきたいと考えます。

続きまして(2)、個々の農家の営農再開を支援しつつということで、各種支援援助補助金等の活用とありますが、稲作及び畜産関係の今の支援補助金等の内容と実施状況について答弁をいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 補助金についてでございますが、畜産に関してでございます。こちらにつきましては、畜産にこだわらないものでございますが、原子力被災地域が受ける12市町村農業支援事業というものと、こちらは町内に戻られて農業をやったりする場合に受けられる補助金でございます。それとは別に避難農業者経営再開支援事業というものは、12市町村外または県外というような農家の方が利用できる補助でございます。こちらは県補助事業になりまして、2つございます。今

ご質問いただきました畜産関係につきましては、牛を飼う場合に具体的なものになりますけれども、1頭当たり26万円程度。そちらにつきましては肉用繁殖牛です。それに対しまして搾乳用は、若干高く41万円ぐらいを、先ほど申し上げました2種類の補助金とも同じ金額で対象となるものです。ただ、違うものとしましては、原子力被災地の12市町村の中でやる場合につきましては牛の頭数を積み重ねて4分の3の補助率になりますが、もう一つの県外、12市町村外でやる場合につきましては3分の1というような、こういった補助率の違いがございます。なお、補助率の違いはあるにしても、12市町村外であっても、いずれ富岡町に戻って農業をされるというような、帰還困難区域の方がそういったお考えになりましたらば、4分の3という率に変更するという制度の中で立てつけで行われているものでございます。この2種類以外につきましては、町でやっております補助金ではございませんが、貸付制度という制度がございます。こちらにつきましては、従来のもので牛を貸し付けしたりするというものでございます。あと、米につきましても今ほど畜産に限ってお話ししましたが、補助率につきましては同じでございます、それ以外につきましてはいろいろな設備です、トラクターですとかハウスですとかそういったものが該当するということでございますので、ご説明させていただきます。あと、件数でございますが、町内で対象になります補助金につきましては、3名の方が活用を既に行っておりまして、町外におきましては1名の方が利用しているということでございます。

以上です。

失礼しました。米の水稲作付につきましては、営業再開支援事業という別なメニューがございます、そちらは多岐にわたりまして補助のメニューがございます。例えば除染後農地の保安全管理ですとか先ほど来ありました鳥獣被害防止対策ですとか……町長からもありました水稲作付につきましては10アールの作付単価ということで今お話ありましたが、今メモで手元に単価的なものはちょっと済みません、持っておりませんので、水稲作付につきましてはあくまでも栽培するに当たりまして営農再開補助金の中で機械、器具等の補助制度がございますということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 営農再開者に対しては、今現在も厳しい状況が続いているわけですが、その中でやはりなかなか3分の1の補助、国の補助を使っても4分の3等々の条件がいろいろあるわけで、残りの4分の1もしくは3分の2のリスクといたしまししょうか、自己負担までして新たに農業、畜産を再開してみようかという、そういう考えには町民は、リスクをしょってまではなかなかならないと思う。ですから、その辺に関しては残りの4分の1、3分の2に対して新たな町としても後押しをするような補助金等の新設等は考えていないのか、もしくは考えていないのであれば、何か新たなプラン等を検討願いたいのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今の補助率4分の3とか3分の1とか申し上げましたが、自己負担

があることにつきましては、今現段階では町で新たな政策という形では考えてございません。従来畜産をやる際の先ほどの単価、例えば畜産金額が40万円ですとか30万円ですとか子牛を飼う場合という話をさせていただきましても、こちらとしましても市場価格差があるということは十分承知しております、そういった差につきましては県の担当部局に単価的に余りにも市場価格との差があるというお話もさせていただいて、県からさらに国に上げていますということも聞いてございます。そういった意味では、単価的な折り合いがつかない部分をご指摘させていただいています。なお、新たな負担分です、自己負担が全部なくて農業を再開するに当たって、再開しやすいような環境ということについては、今現在対応するだけの補助制度を考えてはいない状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど個人に対して支援、町から上積みできないかというようなお話ですが、なかなか個人に対する支援というのは難しい状況だと思います。そういう中であっても今太陽光発電事業が町でやっておりますし、それからそのほかの団体が2団体やっております。これらについては農地を利用してやっているという観点もありまして、これらから上がる売電益の一部を農業に還元するという仕組みがございます。今までですとライスセンター等で地域ごとに営農を賄っていた部分が合ったわけですが、それらもほとんど解体されるような状況になりましたので、町としてこれから米農家がふえてくれば、当然カントリーエレベーター等のそういう施設整備というものはやらなければいけないと考えております。そういう意味では、個別に行える支援というものには当てはまらないかもしれないかもしれませんが、そういう意味では町として農業を後押しするという考え方に変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） はい、わかりました。今の町長の答弁の中にもあったのですが、あくまでも水稲、稲作農家の支援、これは非常に大事なことだとは思いますが、ぜひともその中に畜産という強い基幹産業、かつてはご存じだと思いますが、今帰還困難区域にある家畜市場、あそこは昭和50年代には全国一、二を争う市場でした。それが今もう閉鎖という状況に追い込まれているわけですから、どうしても先ほどのソーラーの売電益等々のお金を利用してカントリーエレベーター等を整備するのも結構でしょうが、できれば今までの私の質問の流れの中で、どうしてもやはり職業柄畜産というのが頭から離れないものですから、これはこの場での私の強い要望ということでお願いしておきますが、大きな話になってしまうので、今回は要旨からちょっとずれてしまうような話ですが、公設民営といいますか、町で逆に牧場といいますと牧歌的な原風景をイメージするのですが、畜産センターみたいなものをハード面で作っていただいて、あとは運営は民営、以前あったような農業団体、畜産団体等の関心のある方に協力をいただきながら運営していくというような発想もぜひとも町長、頭の中にちょっとだけでも入れておいていただくとありがたいなということをお願いして（2）番、そ

の前に私ちょっともう一度町長に答弁をいただきたいのですが、復興計画の中で土地利用ゾーンの配置図といますか、農地の再生、活用ゾーン、産業集積ゾーン、市街地連携ゾーン、復興先行ゾーン、復興祈念ゾーン等々があったと思うのですが、あの中での農地の再生、活用ゾーンというのは、いわゆる夜ノ森駅西側とあの地図の中では下郡地区にこういう形でスポット的に描かれていたわけですが、計画の中での具現化、実効性は今でも変わってはいないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 二次復興計画の中で土地利用の概要というか、大まかなところをお示しをしました。二次復興計画を策定する段階においては、なかなか営農再開、それから農業者の意向を正確に把握できる状況ではなかったものですから、1つ可能性として農地を、本来農用地でございませうから農業に資するものとは考えますが、加えて農地をどのように多角的に活用していくという観点からも営農、それから農地の活用ゾーンという設定をさせていただいたところでございます。現段階においてもその考えには変わりはなく、1つ我々としては担当課が取り組む農業者、それから農地を所有されている方々の意向というものの確認に基づいて、今後もう少し具体の活用の仕方を考えていくべきだろうと思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、計画を定めたときには、その地域が一番適しているであろうという話で決定したのですが、コンクリート化しているものではなくて、まだまだ柔軟性があるのだと思いますし、町としてその当時計画したものが後からまた計画変更という部分にもつながっているものもありますので、これらには柔軟に対応してまいりたいと考えております。

それから、先ほど畜産に対してもというようなお話がありました。震災以前にも肉用牛の子牛を求めるときに基金として持っておりました事業がありまして、これは雌牛貸付事業の中でこれらを飼うときのお金をこの基金の中から出して、そして子供を1頭返していただければ、そのお金はいいという制度もあります。これらもそのまま震災後も生きておる基金でありますから、どうぞご活用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） はい、わかりました。

時間の都合上、大きな2番に移らせていただきます。特に2番の（2）です、これらの捕獲、処理、処分は現在どのように行われているのか簡単に伺いたい。この件ですが、これは捕獲、処分、処理は実際どこの誰がどのような形で、またタイムスケジュールはどのようにになっているのか説明いただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 野生鳥獣の捕獲、処理につきましては、県の猟友会に所属されております町民の方、13名の方に町から委嘱状を交付しまして、実施隊という名称で捕獲に当たっていただいております。捕獲につきましては、週に2回、木曜日と日曜日にそれぞれ班分けして見回りの上、捕獲していると。箱わなを主としまして、町内に設置した中で見回った中で、入って捕獲したものを処分すると。処分の仕方につきましては、殺処分後、YM菌等で減容化を図りながら、最終的には南部衛生センターで処分をしているのが現状でございます。さらに、今後につきましては先ほどの答弁もございましたが、広域圏組合の微生物分解に持っていくということを考えてございます。

タイムスケジュールにつきましては、野生鳥獣がどのタイミングで入るかにもよりますけれども、ある程度週に2回、木曜日と日曜日に入っているものを処分する関係で、ある程度前の週の日曜日であれば、次の週の木曜日までは箱の中に入った状態……捕獲後のYM菌で処理するものにつきましては、一旦YM菌を振りかけて1週間程度で減容化をし、ある程度20キロ台に小さくなった状態まで持っていきまして、そちらを焼却しているということでございますので、ある程度の日数、5日程度は減容化にかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） はい、わかりました。例えば箱わなにかかったアライグマがいます。週2回の回収ということで、先ほど来例えば設置して3日なり4日間、現地に結局置きっ放しになるわけですね。その中で私がこの質問で意図しているのは、その際にまず4日間放置されることによって、特にアライグマのようなファミリー、家族で移動する動物にとってはやっぱり親もしくは子供が捕獲わなに入っているようであれば近くまで来て、その間に結局体表についたノミやダニを地域、例えば敷地内に置いていくといいますか、まき散らすリスクもあると。あとは、回収までの時間の間に結局わなにかかっていない動物にしてみれば、これは学習します。これは、結局捕獲率の低下にもつながります。あと、どうしても今社会の風潮としては動物愛護の観点から、例えば3日なり幾ら殺処分という形で処理する動物であっても、とうとい命を処分する段階でかつての原発事故で殺処分するときもただ殺処分しない。鎮静といって動物を落ちつかせて殺処分する。そういう形でわなに入った状態の動物をそのまま3日なり4日放置することは、いろいろな観点から鑑みるとちょっとやはりこれはあき過ぎではないかと。放置という言い方は適切ではないかもしれませんが、置き過ぎではないか。それは、やはり実施の段階で例えば人員数が足りないのであれば人員数をもっと補充するであるとか、捕獲、回収の手法をもう一度考えるであるとか、そういう検討をしていただきたいのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） アライグマ等の捕獲後、ある程度置くことによっていろんな問題等も発生するというご指摘をいただきました。実際今実施隊13名で木曜日と日曜日、限られた人数が避

難先から現地に通り、捕獲の状況を見ながら処分している状況でございます。週に2回ということでございますが、ほかの他町村の状況を見ましても、各町村それぞればらばらなところはございます。ご指摘いただいたように回数をふやせないかというようなこともご指摘ありましたが、今の現状から考えますと、実施隊の数からしますとなかなか困難な部分がございます。さらには、数をなるべくふやせないかということでございますが、そのご指摘につきましては今後の検討課題ということでございます。資格を持っているということが前提でございますので、その辺の資格取得につきまして町が何らかの支援ができるかということもございますけれども、そういった人数確保については検討課題だと思います。あと入った動物がある程度長い時間置くことによって動物愛護の観点、さらにはダニ、そういったものが家屋内にいるという状況もありまして、現実的にはおりに入っている状況を見ました土地の所有者または家屋の所有者の方からご連絡をいただいた場合につきましては、我々としては実施隊の方に日程外ですけれども、対応していただけないかという活動もしてございます。ただ、なかなか困難な場合もございます。遠くから来ていただくのにもちょっと厳しいと。そういった場合につきましては、やはり次の週に送ってしまうということもございます。そういった中でなるべく被害出ないような形で調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 時間の都合上、初めての一般質問なものですから、時間の割り振りがうまくできずに、ちょっと言いたいことも言えずに終わってしまいそうなので、わかりました。

(3)、(4)について質問、要望といたしますか、させていただきます。(3)に関してですが、狂犬病等々の心配もあるのですが、私がこの質問で意図していることは野生動物、イノシシやアライグマ、ハクビシン等々についているダニ、ノミ、これらはご存じかと思いますが、ダニによってダニが、いわゆる動物についていたダニによって人間が吸血されて、脳炎を起こして死亡してしまった例がことしの夏場に北海道であったはずですが。あとは、既に言われて久しいのですが、重症熱性血小板減少症候群いわゆるダニに吸われることによってウイルスが体の中に入ってしまって、血小板が減少して死亡率も3割強という恐ろしい病気が潜んでいる可能性が非常に高いわけです。ですから、今帰還困難区域等々に一時立ち入りしている人たちを見ると、健康被害というといかにも放射線の被曝を予防するという形でタイベックスを着用していたはずですが、時間の経過と区域の解除ということに関してかなりなれてきているような現状があるわけで、ぜひとも困難区域または一時帰還する町民の方には、タイベックス、マスク、手袋等の再啓発をお願いしたいところなのですが、タイベックスの配布状況といたしますか、使用状況というのは、今現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（齊藤一宏君） ご質問ありがとうございます。

ただいまのご質問は、タイベックスの配布場所、その他例えばネズミとりシートであったりも

ろもろでございますが、現在は町内にあります富岡交流サロンもしくは平日であれば役場庁舎におきましても配布しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長、配布状況も含めて。

○住民課長（斉藤一宏君） 申しわけございません。配布状況でございますが、月、両方合わせてそれぞれ区分は今ちょっと手元には資料ないのですが、トータルで月1,000程度配布をしているような状況です。全体です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 今資料がないということなので、改めて突っ込んだ質問はしませんが、今私が発言したように、やはりそういうリスクが潜んでいるわけですから、結局のところもしかすると手続をせずに書面上の通行証があれば軽装でも入っていってしまうわけですから、ぜひとも町報なりなんなりで病気のリスクとタイベックス、マスク等の装着を再度強く啓発することをここでお願いしておきます。

あと、4番についてですが、放射性物質のモニタリングということで、これは私が要旨の中で書き方がちょっとまずかったので、処理の段階でのお話だったように思いますが、私がこの質問で意図していることは、確かに今町内で空間線量等々の測定は随時行われているわけですが、捕獲されたイノシシをその場で線量測定もしくは捕獲場所の特定というような形で記録を残していく。処理の段階での話は、それはあくまでも置いておいて、捕獲した場所、日時、こういうところでこういうイノシシが捕獲されましたという段階での被曝状況を少しずつデータとして積み上げていけば、確かにそこに居住していないイノシシだとしても、動物は広い範囲で行動するわけです。だから、今環境省なり町内で実施しているスポット的な、点的な線量測定ではなくて、面的な広い意味での線量の把握につながるとお思いますので、その辺の測定はなされているのかお尋ねします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今現状では回答させていただいたとおり、町で捕獲した場合につきましてはYM菌の減容化処理する過程において測定しているのが1つ。ただ、あと確認したところでは、帰還困難区域におきましては国主導で捕獲した後、肉片を採取し、それを研究として測定しているという情報を得ましたので、関係機関に問い合わせしたところ、今現段階ではそういった研究の過程なので、なかなか発表できないということがあります。ただ、今後も定期的に採取しているのであれば、いずれ情報公開を見据えてそういった提供をしていただきたいという働きかけをしております。さらには、広域圏組合が今後行うという微生物によるそういった処理装置の過程におきましてはまずは最初の表面で、それから途中経過ということがございましたが、さらには肉片をやはりとって、事前にそれを測定するという部分もあると確認しております。ただ、残念ながら議員がご指摘されましたこの場所でどういうところでとったというようなことまで全て追跡できる状況にございませんので、例えば富岡町内でとったものというような、そういう大きいくくりの中で捕獲したイノシシの何

月何日現在、どの点の何ベクレルという回答は、今後回答できると思いますが、地区ごとのということがなかなか困難な状況ということでございますので、ご理解いただければと思います。なお、そういった部分もご指摘いただいておりますので、今後そういったことは捕獲した場所で肉片をとるというようなことができればなのですが、今現在はなかなか難しいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） わかりました。端的に言うといろいろ諸事情がある中で、結局私は実施隊の方にでも線量計を持っていただいて、捕獲した段階で外部被曝を測定し、場所を積み上げるぐらいのことはできるのかなと思いますが、諸般の事情があるのでしょうかからこれ以上は申しませんが、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。諸問題山積の中で行政サイド、執行部の方々のご苦労されているとは思いますが、本日私が質問した内容の中で検討するはやらないではなくて、ぜひとも前向きに一つでも形になるような方法で検討といえますか、協議、実行、実施していただけるとありがたいと思います。お願いして、私の一般質問は終わりとします。

○議長（塚野芳美君） 残念ながら通告の内容全部までは消化できなかったようではございますけれども、時間はもうオーバーしておりますので、次の機会、また十分な議論をしていただきたいと思いますので、以上をもちまして2番、渡辺正道君の一般質問を終わります。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時10分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、6番、早川恒久君の登壇を許します。

6番、早川恒久君。

〔6番（早川恒久君）登壇〕

○6番（早川恒久君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、私から2問について通告のとおり質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目についてですが、先日東京電力の社長が来町した際に町長が懇談した中で、廃炉技術の人材の育成に継承する学校の整備をすべきではと提案をされました。これについてはテレビでも報道されておりますが、私もこの件に関しては同感でありまして大賛成であります。当町としては、イノベーション・コースト構想の廃炉研究人材育成の拠点として、こちらの学校の提案というのはぴったり当てはまるものだと考えております。この町を活性化するためにもぜひ前向きに進めていただきたいと思いますと思っておりますが、町長の考えを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

続いて2点目ですが、第二原子力発電所の今後についてということで、現在第二原子力発電所は事故後、冷温停止中であります。県として内堀知事は、福島県内全ての廃炉を求めています。また、県議会としても先日、吉田栄光議長が東京電力の社長と面会しまして、福島第二原発の全基廃炉を進めるための工程を県議会に示すように要請しております。そのような中で町として、第二原発の今後についてどのような考えをお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思っております。そして、東京電力は第二原発の廃炉についてはまだ具体的には決断をしておりません。しかし、県民、町民の意向を考えますと、いずれにしても近いうちには廃炉せざるを得ないと私は考えております。そこで、私の考えとして第二原発をただ単に廃炉にするだけではなくて、今後の廃炉研究を発展していく上で、永久的に続けられるモデル的な施設を整備することが必要と考えております。それにより全国各地や世界中から研究者や電力事業者たちが訪れることで町もにぎわい、定住人口の拡大にもつながると考えております。ぜひ国、東京電力に要望していただきたいと思っておりますが、これについて町の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、早川恒久議員の一般質問にお答えいたします。

1、廃炉技術の人材育成について。（1）、廃炉技術を継承する学校の整備を東京電力社長に提案したが、積極的に交渉すべきではについてお答えいたします。

先月15日、東京電力ホールディングス株式会社、小早川代表執行役社長より、柏崎刈羽原子力発電所の審査の過程において、原子力規制委員会に福島第一原子力発電所の廃炉や原子力安全の向上に取り組む上での責任と決意を文書で回答したことの報告と取り組み、骨子等、主な行動についての説明がありました。私は、その際に廃炉作業にかかわる技術者の育成と技術や経験の継承の観点から、常設の教育の場が必要である旨、また技能従事者の不足が廃炉作業の足かせとなることを踏まえ、実践的な教育の場の常設が必要ではないかと提案しました。私は、9月定例会において雇用、医療、福祉、教育、農業、交流が今後の町づくりを考える上で重要なキーワードとなることをお示しました。今回の提案はこのことを踏まえ、職業能力の向上、開発が図られることで安定的な雇用が生まれること、多くの方々が集うことで地域の活力と交流が生まれること、また当然のこと将来にわたり安全な廃炉作業が行われることで町民の安心感が得られることと考え、行ったものであります。この提案の実現が福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるという東京電力の決意の具現化ではないか、加えて原子力発電を推進してきた責任を果たすという国の決意の具現化となるものではないかと考えております。今後議員のご提言のとおり、今回の提案が具体的なものとなるよう、その取り組みを東京電力に強く求めてまいるとともに、国へも趣旨を理解いただき、このことの実現について積極的にかかわって

いただけるよう訴えてまいります。

次に2、第二原子力発電所の今後について。(1)、第二原子力発電所を有効に活用して、廃炉を安全で効率的に遂行するためのモデルとなる施設を整備するよう国、東京電力に要望してはどうかについてお答えいたします。

私は、かねてより福島第二原子力発電所の再稼働はあり得ないとの考えを申し上げており、このことにはいささかも変わりがないことを改めて申し上げさせていただきます。さて、ご質問のことにつきましては、これまでも福島第二原子力発電所において、汚染水貯留タンクの保守手順確立のための確証試験実施や溶接型タンクの組み立ての協力、海底土被覆材の製造、提供など、福島第一原子力発電所廃炉作業の後方支援が行われてきたと聞いております。また、本年6月6日の原子力発電所に関する特別委員会のご質問に答える形で、会社として優先して行わなければならないことは1Fの廃炉であり、2Fはそのためのバッファ施設であると捉えていると当時の東京電力福島復興本社代表が発言されており、今後も廃炉作業の各場面に応じた後方支援をさまざまな形で行ってまいる考えであると聞いております。町といたしましては、原子炉の冷温停止状態の確実かつ的確な保持と発電所内に保管される約1万体の核燃料体の的確かつ確実な保管を前提に、福島第一原子力発電所の安全かつ確実な廃炉のための福島第二原子力発電所のこのような活用は、当面では適当で有効なことと考えております。繰り返しとなりますが、福島第二原子力発電所の再稼働はあり得ないとの考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 町長からご答弁いただきありがとうございます。

それでは再質問ですが、まず1点目について再質問いたします。まず、ことしの4月に廃炉国際共同センターが開所いたしました。この拠点に国内外の研究機関や全国の大学と連携して研究活動並びに将来の人材育成を行うという目的で開所されました。この施設に関しては、町としても大変大きな施設であるということで、将来に向けて廃炉に向けて大変重要な役割を担っていくものだと私は思っております。しかしながら、まだ1年たっていないということで、なかなか研究センターがうまく稼働している状況が見受けられない部分もあるのですが、やはり研究所だけではなく、町内にそういった学校があると、研究センターと学校とが連携して施設が有効に活用できるのではないかと思うのですが、そういった観点からいかがかなということでちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、JAEA廃炉国際共同研究センターのお話がありました。参考までにこれまでJAEA廃炉国際共同研究センターが取り組んできた内容を若干、例えば研究者がお集まりいただいたとかという行事のことになりますが、29年、ことし6月の20日には、約100名の方がおいでになられて、セメント系複合材に関する研究のカンファレンスが行われたり、7月においては

やはり100名程度の参加があるワークショップが開催され、9月には50名程度参加される、これは国際的な会議でございましたが、燃料デブリに関する研究カンファレンスが行われ、11月末には約100名の方々がおいでいただき福島第一原子力発電所の主要コンポーネントの腐食予測と緩和に関するカンファレンス等々が開催されているところでございます。なかなか一般には見えないところではありますが、徐々にではありますが、活動の深まりを見せているといったところだと思います。ご質問のことにつきましては、当然廃炉研究に絡んだ形で、それからそこにさまざまな経験であるとか現場の知識、技術を提供しながら研究を深めていくという場面も必要だと思いますので、町長答弁の中でもお話ししましたが、強くこの実現については求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） はい、ありがとうございます。実際に全然やっていないということではないのは理解しているのですが、カンファレンスとか会議とかワークショップとかは行われているのは私も存じております。ただ、やはり今後廃炉研究に興味を示しているような若い世代の人材がこれから必要になってくると思いますので、そういった意味で学校は必要になると思います。いわき市の福島高専でも現在廃炉に関する人材育成のプログラムがあるということも聞いております。そういったことから、福島高専というのは中学校を卒業して5年間勉強するという形で、高校と大学がまざったような国立の学校ではあるのですが、通常ですと高校3年間と大学4年間で勉強するというのが通常ですが、特殊な形であるので。例えばの話、高校を卒業する生徒があと2年間を富岡町で廃炉について勉強していただくような方法も一つあるのではないかと思います。これは、東京電力だけの力ではできないことでもありますので、福島高専も国立ということで、国立のそういった学校があればスムーズに進められると私は思っているのですが、そういった形で私はいいのではないかと思うのですが、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 福島高専のお話をいただきました。私ごとでございますが、福島高専の卒業生でございますので、さまざまつながりを持ちながら問いかけはしていきたいと思っております。一例で申し上げます、広野町が福島高専と連携協定を結び、さまざまな活動をされているとも承知しておりますので、同じような観点から結びつきができるような動き出しをしてみたいと思っております。それから5年後、福島高専の課程が5年ございますが、その後の2年、既に福島高専においても5年後の2年については学区内に専攻課程というものを設けまして、学士の資格を取れるといった制度もとっているところでございます。その中で廃炉技術に関して現場に近いところで研究される、勉強されるということは非常に有効なことだと思いますので、そのことも含め問いかけをしていきたい。町長答弁ございましたが、国にもしっかりと認識いただき、かわりは持ってもらいたいといったところはこういうところだと思います。

もう一点長くなりますが、東京電力に求めたことについてはやはり東京電力、会社として廃炉をやり遂げるといった決意を地元を示すために会社が独自にそういう場を設けるべきだという観点と、それから議員がおっしゃるように、例えばふたば未来だったり、今後郡内の高校が再開されて、その先を考えた際にはやはり地元で専修学校もしくはもう一つ上の大学であったりというところも必要であろうと。そういうことが地域の活性化にもつながっていく。もしかすると事業再開といったところについても波及があるのではないかと思いますので、総合的に国に訴えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） このことにつきましては1Fの廃炉、これを普通の大学を卒業して東京電力に入社して、そして30年とも40年とも言われる廃炉を自分が入社してから廃炉を見届けて退職までというのはなかなか難しい状況に今あると思います。そういう意味では、これらの技術者、そして作業に携わる方々にとっても全く素人の人がそれらを担うということでは、いささか我々地域の市町村にとっては心配なわけですから、これらについてはしっかりと東京電力にさまざまな形で1Fの廃炉等々に従事する方々の教育機関が必要だということで、先日もイノベーション・コースト構想の分科会が福島でありましたけれども、これには国、県、それから被災市町村ばかりではなくて、さまざまな関係機関の方が出席されました。この中でも私は強く主張してまいりましたので、これからも機会あるごとにそれらを訴えてまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。町長のおっしゃった現在の第一原発の廃炉従事者に関しての教育というのは、これはやはり東京電力でやるべきもので、当然しっかりと廃炉に従事していただくためには、これは必要なことでありますので、これは当然のことだと思っております。そのことは理解しました。それと、もう一点の将来に向けてということですが、やはり今働いていらっしゃる従事者がいつまでもいるわけではありませんので、それをどんどん継承していく上ではやはり子どもたちにもそういった勉強をしていただくということで、福島高専との連携を進めているというお話は今お伺いしました。ただ、連携だけでは町としては何もメリットが生まれないと思いますので、やはり根づいたものということで、そういった学校を建築して、富岡で勉強していただくような形でないとなかなか町の発展にはつながらないと思いますので、それはぜひ東京電力と国に強く訴えていただいて、学校ができるように私も期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2問目ですが、現在第二原発は冷温停止中ということで停止されているわけですが、停止しているといっても、町には第二原発からの固定資産税というのが入ってきているということで、これは町にとっては貴重な税収ということになると思います。そこで、ちょっとお伺ひしたいのは、第二原発の年間の固定資産税というのはどのぐらいあるのかお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 年間の固定資産税ですが、1企業の固定資産税をこの場でお答えすることはちょっとできませんので。ただ、今現在は東電とそのほかの償却資産税入ってきておりますので、固定資産税減免されている以外の固定資産税については去年の28年度の実績でございますが、10億9,600万円ぐらいでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） はい、ありがとうございます。年間10億円ということで非常に大きな額となるということで、第二原発に関してはやはり町としても慎重に考えているのは十分に承知しております。どうしても町長から再稼働は容認はできないということではありますが、廃炉となりますと税収がなくなってしまうということもありますので、非常に複雑な心境ということは私も理解しております。

ちょっと話は変わりますが、先ほど福島県の話をしました。県議会では2Fの廃炉を引き続き要求しております。私がどうしても納得できないのが県は一方的に2Fを廃炉しろと言っていますけれども、ただ単に廃炉すれば、それで我々富岡町としてはもちろん税収もなくなりますし、そういった面で廃炉をするのはいいのですけれども、その後どうのことを考えてくれるのかということが県からも我々に示されていないのですけれども、実際に2Fの廃炉について県と県知事でもいいです、議論はされているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） ただいま議員から税収の関係、それから廃炉について県からそれにかわる何かで相談しているのかというようなご質問だと思いますが、それに対して現在のところ県からは何のアプローチもございません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 多分ないとは思ったのですが、ないこと自体が私はおかしいと思うのです。あれだけ知事が第二原発はもう廃炉だということを求めているわけですから、それは我々自治体の富岡町、楡葉町にも話があってもおかしくないと思うのです。その辺ぜひそういった楡葉町も含めてでもいいのですが、そういった場をちゃんと設けられるように県に話をさせていただきたいのですけれども、その辺高橋副町長、何かいい案ありますか。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長。

○副町長（高橋浩一君） 今2Fの廃炉についておただしでございます。県、県議会、東電に廃炉を求めると言っていることは承知しているところでございます。今滝沢副町長からも町について何らかのアプローチが今のところないということでございました。当然廃炉を進めるということになりますと、立地自治体の意見も十分配慮していただいた上での動き出しになるかと思っておりますので、ここでち

よっとお約束できるものではございませんが、そういったご意見ありましたということは伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） いや、約束できないという答えがちょっと残念なのですが、これは本当に重大な問題なわけですから、やはり県知事がそういうことをおっしゃっているわけですから、そのことに対して町にも相談は普通に考えて必要だと思えるのですが、約束できないのではなく、そういう場をもう積極的に言っていただかないと、県だって動かないです。ぜひそれはやっていただきたいのですが、もう一度回答願います。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長。

○副町長（高橋浩一君） 失礼いたしました。先ほど答弁いたしました、繰り返しのようになりますが、立地自治体の意向というところに十分配慮するというので、そういった町の意見を申し上げる機会というのは大変大切だと思っておりますので、そういった機会を設けていただくように伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） はい、ありがとうございます。そういった形でお願いできればと思います。

私が今回提案させていただく第二原発の有効活用ということで、これはまだ廃炉も決まっていまへんし、今後どうなるか町が決められるものでもありませんので、ここでももちろん回答はいただけないのは十分承知しておるのですが。ただ、富岡町の将来を見据えますと、今まで震災前、福島第二原発に従事される町民もたくさんいましたし、先ほどの税収、固定資産税含め、いろんな税収があったと思うのですが、そういったものも今後いずれはなくなってくるということは間違いないと思うのです。ですから、そういった意味で第二原発を有効に活用して研究施設として、今全国的に40年を超える原子炉がふえてきておりますので、いずれにしろ廃炉になっていくのは目に見えているわけです。世界中で見てもそういった原発がどんどんふえてきているところもありますので、将来を見据えた上でぜひ富岡が先頭に立ってやっていけば、本当に有効に活用できて、今茨城の筑波学園都市ってありますよね。そこはいろんな産業とかそういった研究なのですけれども。富岡町としては廃炉に特化した研究の町になれば、非常に町自体が活性化されて、定住人口の拡大にも間違いなくつながっていくと思っているのですけれども、これも大きな話にはなりますけれども、ぜひそういった町になれば、産業団地を造成ということをやられていますけれども、第二原子力発電所のかわりには到底ならないと思うのです。ですから、そういった意味で工業団地も大切なことだと思いますけれども、ぜひこういった廃炉研究の産業の集積として富岡町が発展していけば、町の将来も見えてくるのではないかと思いますので、その辺町長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 国内では、事故炉以外に今玄海の1号、2号が廃炉ということで決めていますよね。私も視察に行っていました。当然使用済み燃料を取り出して、その後15年から18年ぐらい放置しないと、それに近づけるような線量に下がらないというようなお話も聞きましたし、第二原子力発電所、事故炉ではないわけですから、これから廃炉にするにしても、当然廃炉技術というものは30年程度はかかるのだと思います。そういう意味では、イノベーション・コースト構想で今富岡町には廃炉国際共同研究棟ができました。そして、隣の楡葉にはモックアップ施設があります。そして、これから第一原子力発電所の中にはそれらの分析センター等々ができて、これが双葉郡の原子力発電所を有する町村、町が主体になって、そして廃炉というものを進めていけると自分では考えておりますから、これらについても町としてどういうことができるか、その辺もしっかり考えながら要望してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 答弁いただきましてありがとうございます。

廃炉については、富岡町はもうずっと今後何十年とつき合っていかななくてはいけないと私も思っております。そういった上で先ほどからお話ししているように、イノベーション・コースト構想が今後どれだけ盛り上がっていくかというのは、町がどれだけ県と国にいろいろな要望をしていくかということにやっぱり尽きると思うのです。ただ、待っているだけでは国も余計なお金は使いたくないというのはありますので、ぜひ町で積極的にいろいろな学校にしてもそうですし、2Fの今後の有効活用から何から、そういうものも含めてぜひ前向きに進めていただければと思っております。

それから、これもちょっと私の個人的な考えではありますが、東京電力との付き合い方、廃炉何十年ということで今後あるわけですが、これからは東京電力と長くつき合っていくわけですが、震災前は東京電力からのそういった収入が多くあって、非常に貢献されてきたということはありますが、ただこのような事故が起こってしまったということはもう取り返しのつかないことではありますが、ただいつまでもそれに事故があったからといってどうこう言っても始まらないので、ぜひ東京電力と共存共栄しながら、町も一緒に再生していくことが必要だと思うのですが、その辺町長はどのようにお考えなのか、最後にお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほどの1問目で学校等々の教育施設、これらについてもイノベーション・コースト構想が今回福島特措法の中で法的にきちっとうたわれましたので、当然これは県、国を含めながら、これらの廃炉技術、そのために廃炉国際共同研究棟が我が町に立地したわけですから、これを一つの核としてどんどん輪が広がって学校ができたり、それから東京電力の技術継承センターができたりということでどんどん大きくなっていけばいいと考えておりますので、東京電力にも事故そのものは確かに大変なことをされ、我々が全町避難を余儀なくされたわけですが、それが東京電力を全

面的に恨んだり悔やんだりということではないと思っておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） はい、ありがとうございます。

いずれにしても、今後の町の再生のためにやるべきことはやらなくてはいけないわけですが、そのためには国と県と東京電力と町と、それぞれがやはり連携することが大変重要だと思いますので、その辺は町から発信していかななくてはいけないと思いますので、ぜひ今後もそれぞれが連携して町の発展のために尽くしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

続いて、7番、遠藤一善君の登壇を許します。

7番、遠藤一善君。

〔7番（遠藤一善君）登壇〕

○7番（遠藤一善君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1であります。夜の森桜まつりについてであります。（1）といたしまして、先日の全員協議会でも環境省から50メートルの先行除染の進行状況があったわけでありまして、帰還困難区域内のいわゆる桜通りのところも3月までには除染が完了する見込みであると。ただ、一部解体が残るという話ではありましたが、ほぼほぼ道路敷き50メートル除染が終わるという話がございました。そのような状況を踏まえまして、来春の桜の開花時期には桜まつりの事業の一環として、帰還困難区域内の桜通りにも町民だけでなく一般客も含めてではあります。桜のトンネルをバスで通過して体験するということが可能なかどうかということをお聞かせください。

それから、（2）といたしまして、現時点での桜通りの除染の効果はということで、実際にどの程度の状況に現時点でなっているのかということをお知らせください。

続きまして、2つ目の質問であります。町内生活環境改善についてであります。今回のアンケートの中にも、今後の生活において必要だと感じていることということで、医療機関の拡充とか商業施設の再開、充実というのは非常に多くの町民の意見として出ておりますが、現在はポイント、ポイントのものしかないわけですが、実際に生活してみますと、いろいろなものが必要になってくると感じております。例えば歯科医院であるとか薬局等、医療関係といっても医者だけではありませんので、それに関連する医療に関連するもの。それから、実際に生活してみますと、理髪店や美容院、それからクリーニング店、衣料品等、いわゆるサービス業です。サービス業にかかわる生活関係の事業再開ということが必要だと感じております。その中でいろんな支援、金銭的な支援メニューはあるわけですが、町としてもう少し事業再開する人たちを後押しするような新たな支援策が必要と

考えておりますが、町としてはどのようにお考えなのか、以上2点の質問をいたします。ご回答よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、夜の森桜まつりについて。（1）、帰還困難区域内の桜通りは道路敷き両側50メートルの除染が行われているが、来春の桜開花時期には桜まつり事業として、一般客も含め桜のトンネルをバス内から見ることは可能か。2、現時点での桜通り除染の効果はについては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

現在帰還困難区域内の桜並木周辺は、環境省による先行除染が実施され、道路よりおおむね50メートルの範囲を対象に除染、解体工事が進められております。震災前には、桜まつりのメイン会場であった夜の森公園もほぼ除染が完了し、公園内の放射線量は町が実施した測定で1時間当たり0.3から0.5マイクロシーベルトとなっております。今後面的な除染や解体工事が進むことで、夜の森公園及び桜並木沿線は線量低減が図られると考えております。桜の開花時期に帰還困難区域内の桜をバス内から見ることにつきましては、除染、解体工事の進捗や周辺放射線量の状況などを総合的に判断し、検討を重ねてまいりました。夜の森地区の先行除染の工期は、来年3月末となっており、桜の開花時期である4月の段階では、除染後のモニタリング結果を踏まえた除染効果を検証することが不可能であります。また、区域内に家屋解体を迷われている方も区域全体の3割程度いることから、工期内に全ての除染が完了するかにつきましても不透明な状況にあります。したがって、議員ご質問の来春の桜開花時期には桜のトンネルをバス内から見ることは可能かということにつきましては、現時点では限りなく不可能に近いものと思っております。しかしながら、夜の森桜並木が町民の誇りであり、全国に避難している多くの町民とふるさとをつなぐ大切な宝であることから、引き続き来年、再来年以降の帰還困難区域内桜並木観覧について、除染後のモニタリング結果の検証と関係機関や議員各位のご意見を踏まえながら多角的に検討を進めてまいります。

次に、2、町内生活環境改善について。（1）、町内生活におけるさらなる環境改善に向け、歯科医院、薬局などの医療関係及び理髪店、美容院、クリーニング店、衣料品店などの生活関係の事業再開に向け、町として新たな支援策が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり事業再開支援は、国の財源を基金化した県の補助金、町単独補助金を主軸として福島県相双復興推進機構、いわゆる官民合同チームと連携して、事業者の相談業務を進めております。支援事業の中には、医療機関を対象にするものや日常生活に必要な店舗、創業を対象にするものなど活用できる制度がありますので、引き続き事業再開に向け補助金概要書を直接配付するなど、町は官民合同チームと連携を密にし、事業者の実態に即した事業再開支援制度の周知徹底に取り組んで

まいります。一方で事業再開したものの、継続して経営していく上では顧客の数は重要と考えておりますので、町といたしましても集客の増加、ひいては地域産業の活性化につながるよう、ふるさととつながるイベントの継続的開催に努め、にぎわい創出に結びつく事業を模索してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ありがとうございます。

今まず、1点目の帰還困難区域の桜通りということで、現時点でいけば限りなく不可能に近いということでありました。ただ、思い返しますと、現在は避難指示が解除されました二中の通り、居住制限区域であったときに町民をバスで二中の八間道路の桜のトンネルをくぐったという経緯がありますが、実際的に3月で終わって4月の桜時期に除染の効果のモニタリングができないということと考えますと、現時点の線量がどうなのかということになってくるわけですけれども、実際に居住制限のときの線量と比べてそんなに大きく変わっていないような実感があるのですが、その辺に関してはちょっとつかんでいますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまの二中の前の桜を観桜したときの線量と今の夜の森桜並木との線量の比較でございますが、今現在出ている線量というものが公園内が完了しております、そちらが先ほど町長の答弁にもありましたとおり、0.3から0.5マイクロシーベルトということで、おおむねその程度に下がっておりますが、場所によっては舗装面であるとかそういったところがまだ若干高いところが残っております。そういったところは、当然再除染をさせるということも考えております。桜通りの線量につきましても今後除染、解体が進む中で下がってくるものと思われまます。ただ今現在の線量といたしましては当時の居住制限区域の線量のほうが除染の効果があって低かったと認識しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 当時バスで通ったときのほうが低かったということの回答でありました。ただ、アスファルトのところはまだ高いところ残っていてフォローアップが必要だというようなお話がございましたけれども、今回私が提案しているのはバスの中ということでいけば、アスファルトの上を歩く場合と車に乗って走っていくということであれば、当然桜通りを通る時間も歩くのとバスでは、そこに滞在する時間も非常に短くて済むと思われまます。それを考えますと、現在の時間当たりの線量で考えますと、バスで1時間かかるということはまずないと考えれば、通常今桜通りの一時帰宅のときに使わせていただいている、以前ありましたセブンイレブンと井出自工の間のところからリフレの北側の交差点行って公園の周りの道路をぐるっと回ってくれば、バスであればもう10分もあれば

十分回ってこれると思うわけですが、線量的にはバスということであれば十分耐え得る線量ではないのかなと思うのですが、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（齊藤一宏君） お答えします。

私からは、一時立ち入りという観点でお答えしたいと思っております。議員おっしゃるとおり毎年発災前は、桜の開花時期には桜通りや祭りのメイン会場となる夜の森公園、また宝泉寺のしだれ桜などの見学に町人口の約10倍ともなる最大で15万人という観光客が県内外から訪れ、大変にぎわっていたところでございました。しかし、原発事故以降、現在帰還困難区域となってしまう桜通りを含む地域は、防犯や安全上の観点から原則として区域内に居住していた町民や復旧、復興事業の従事者、また区域内にお墓等がある方など、立ち入ることができる方が制限されておるのが現状でございます。かつ入退域の際には本人の確認やスクリーニングなど、どうしても手続が現状の制度上では必要になってまいります。これは、同じ帰還困難区域を抱える他の市町村においても同様の扱いとなっております。また、特定復興再生拠点区域の認定がされても、国では地域間の新たな分断を生み、復興のスピードをおくらせるおそれがあるといったしまして、帰還困難区域の見直しは行わず、避難指示も発令されたまま今後認定後、除染や復旧工事が実施されるという形になっております。そうしますと、現行制度下ではやはり立ち入りにはどうしても制限がありまして、議員先ほど質問の中でおっしゃった一般客という方も含めるということは、つまり区域外の町民または町外の観光者も含むものと考えますと、現状の制度下では入域するのが難しいのではないかと考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今答弁中にありました防犯とか安全上の問題ということであれば、バスの中から外に出ることがなければ、防犯、安全に関しては確保、担保できるのかなと思います。当然帰還困難区域の中であっても6号国道とか288号線の一部、山麓線の一部、今度はいわゆる県道114号線、福浪線の一部等も通過がある程度、道路の除染が進んでいるという形で認められております。当然夜の森の桜の通りそのものに関しましては、道路の除染は先行の先行で、今回は両脇50メートルということで、ある程度先行除染は進んでいるということを考えれば、これをフリーにするということもあろうかと思うのですけれども、いろんな方法を考えて進めていけば、例えば桜の時期の土曜日とか日曜日とか単独の日とか両日とか、そういう限定的なことをして考えていけば、十分防犯と安全を含めてやっていくことは可能ではないかと思うのですが、その辺も含めてやはりそれでも立ち入りはできないということになっていくのかということに若干矛盾を感じるのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 時の丸川環境大臣に夜の森の桜そのものは富岡町民の宝なのだと、そして心をつなぐものでは桜にまさるものはないのだということを強く訴えて、そして現在の50メートル、右

左をやりましょうという話になったわけです。それまではよかったのですが、どうしても私もそれらがあったために、今回来春の桜まつりあるいは復興の集い等については、ここに立ち入ることできないかなということを本当に真剣に考えてまいりました。ただ、困難区域ということで制度上、身分を証明する、そしてスクリーニングをしなければならない等々の問題があります。そして、今回の除染そのものが3月いっぱいというか、期間をとってあるものですから、これらについてモニタリング、事後モニが出ないのです。それから、繰り返しになりますが、道路沿線にある住宅を今解体すべきかどうかで迷われている方が3割ほどあるのです。これらのものがある中で、町が押し切ってそれを例えばやったとして、かえって何で町民をそこに入れるのだという声が強くなるのではないかなとも懸念されるわけです。そういうことを考えれば、議員と私は考えていることは全く同じだと思います。そういう意味では、町としても苦渋の決断をするわけですから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今町長からいろいろ簡単にできないと言ったわけではないという説明をいただきました。町長の言っていることも理解はできますが、やはり町長が言っていたとおり私自身は帰還困難区域の夜の森に居住をしていたわけですから、長い年月待ってきた中で、それを言ってしまえばおしまいなのですから、我々は当然一時帰宅という形でここに入るということは可能なわけですから、やはり我々以外の方も何とか短時間であっても見せられないのかということをご強く感じております。先ほど私の質問では一般客も含めということで、当然町民に限らずほかの人もということのできるかできないかという話をしたわけですから、住民課長の話も十分理解をした上で、また一つの提案なのですから、町民であれば事前に申し込んでいただいてきちとした形でできるのですが、町民も帰還困難区域の中に入るにはそれなりの理由がある人しか入れないというのも重々承知の上で、また繰り返しになってしまうのですが、町民限定でということにもっとぐっとハードルを下げた上でも、来春のバスの桜のトンネルの通過はやはり厳しいというような結果になりますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（齊藤一宏君） まず、先ほどの一般客という解釈を町民のみというような解釈にしてというご質問であったかと思いますが、申しわけございません。まずは、繰り返しという形になってしまうのですが、現行の制度上では仮に拡大解釈をして入場できるようにするとしても、まずは事前の申し込みを全員から受けなければいけない。そうしますと、まず受け付けするにも大変な時間がかかる。問題は当日なのですが、祭り会場には町民以外のさまざまな県内外からの来場者もいらっしゃいます。そうしたところで町民だけという限定をしてしまうと、大変なことが起きてしまうのではないかなというような心配もありますので、申しわけございませんが、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 課長の言っていることも十分わかります。多分町も私の一般質問を出してか

らいろんな話をした上での今の回答ということで受け取ります。ただ、除染の効果が確認できないということなのですけれども、モニタリングしながら除染をしていってということで、少しでもそういう環境省に除染を早めるとかいうことで、何とかちょっと可能性があるのか、それとも来春に関しては全くもう桜の事業としてはやらないと、不可能とか可能ではなくてもうやらないということなのか、それだけお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

環境省の除染を何とか早められないかということでございますが、除染自体は3月末、工期に向けて丁寧にかつ素早くやっていただくようなこともお願いすることは可能でございますが、一方で先ほどの町長答弁にもございましたとおり、区域内に家屋解体を迷われている方が3割ほどいると。こちらに関しまして、これを町から結論を急いでくださいと言うことはできないということで、ご理解を賜りたいと思います。その部分に関しては、やはり除染がどうしてもおくれしてしまうということもご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（齊藤一宏君） 議員先ほどおっしゃられたとおり、以前から今後特定復興再生拠点となった場合の取り扱いについて、実施しています内閣府といろいろと協議をさせていただいているところでございまして、何回も同じようになってしまうのですが、現状のところ来春の観桜の時期ほかの市町村でも入域制限等行いながら帰還困難区域の管理をされているという状況を踏まえすと、富岡だけというわけにもなかなかいかないという回答もありまして、ちょっと時間のかかるような状況でありますので、引き続きこの点については例えば放射線量の低下が当然期待できますので、今後柔軟な立ち入りができないものかまたは現行立入制度の改正等できないものかどうか。例えば大熊町や双葉町でも除染を初めとする復旧工事が始まるわけですので、そういったところと、あとは事前申請の方法やスクリーニングなど一時立ち入りの枠組みの枠を超えた何らかの方策ができないか、今後とも継続的に協議してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 前段は了解しました。

私の質問の中で1つだけ、町としては来春はもうやらないという方向なのか、可能性を残すのか、それだけきちっとお答えください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほどから私言っているように、これらについてはさまざまな観点から国との折衝しているわけですが、限りなく不可能に近いということです。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ありがとうございます。今の町長の一言で了解というか、十分わかりました。

続いて、2番目の町内生活の環境改善のところなのですけれども、今町長の答弁では新たな支援策という私の質問に関しまして、補助金の周知徹底や顧客の増加に努めていくということではあります。これは鶏が先か、卵が先の議論になってしまうので、非常に難しいところであるということは承知しておりますが、やはりさくらモールがある程度、私としては十分成功をおさめたと思っているのですが、さくらモールというああいう一つのところに職種をまとめたということが非常に重要だったのかなと思います。それを考えますと、それ以外の今回私のほうで例示としては出しましたが、こういうものを出した中で、町内での再開となると、いろんなところにぽつん、ぽつんと再開しなければいけなくなってしまうという状況を考えますと、できたらある程度まとまったところにそういう再開の環境を整えていくということも十分な新たな支援策ではないかと思うのですけれども、個人個人がその場所に再開をするということではなくて、ある程度まとまったところに、この商業地域の中にまとまった形で再開するという考えを持ったことはないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご質問いただいたさくらモールにつきましては、これまでの経過を踏まえてご答弁させていただきます。さくらモールにつきましては、帰還に向けてアンケートをとった中の業種、つまり食品スーパーとかホームセンターとか、そういった業種のアンケート結果をもとに業種テナントを展開できないかということで形成を図ったものでございます。今現時点では、そういった業種に入っていないような、例示としましては床屋とかそういった生活する上で必要なものがあろうかと思えます。なるべくでしたら、ある程度1カ所にまとまって集客を図りたいというのは考えられることであるのですが、今現時点であのスペースの中には難しいということでございます。それから、今行っていますのは、やはり答弁の中にありました官民合同チームが商業をされていた方々の意見を聞いて、その中で再開を図れないかというようなことを聞き当たっていただいています。それから、町側としましてもやはり今言いました床屋とか歯医者とかそういった機能が今町にないので、そういったところを重点的に事業をやっていた方に当たっていただいたりしているところです。今そういう声を聞きながら、なるべくならもと営業されていたところに戻っていただくような働きかけをしているところでございます。ご指摘のどこか新たな場所を見つけてというようなことについては残念ながらご説明するようなことが今現時点では持っておりません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今さくらモールの中につくってほしいということではなくて、さくらモールのように何とかモールということで、あそこのキャパの中で集客をして多様な職種を入れていくという形として成功したのではないのかという話で、あそこにこれらのものを詰め込むということではな

くて、帰還を再開する前に必要だったものと実際生活していく上、そして昼間にこれだけの人がいる中で、やはりもともとあったところで再開するというより、ある程度の曲田、岡内、中央の事業再開も含めて、先行して富岡町が活性化していくためのエリアということを決めた中に、新しくつくったりとか今あるものを活用したりとかということも含めて、そういう商店のゾーン、エリアをつくって、そこを積極的に再開の場所として町として提供していくということも必要ではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。ないということは先ほどあったのですが、ないのであれば考えていくということが必要だと思うのですけれども、そういう考え方というのはございませんでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 曲田地区内で明らかなということでは申し上げる部分はございませんが、今考えられることを申し上げますと、中央商店街が今後どうなるのかというような指摘をいただいている部分がございます。こちらにつきましては、商工会に昨年度開催した商工会加盟者との懇談会、ことしについてはどうかというようなことを探っております。それから、事前にアンケートをやられたということもあって、アンケートの中で今事業をやられる方の意見を集約するというのも考えてございます。やっていただけないかということで考えています。さらには、今曲田という部分でのそういったものはございませんが、例えば駅前の考え方というのも今後出てくるのではないかと思いますけれども、ある意味今のさくらモール近郊で商業エリアをつくるというのは、先ほど答弁させていただいたように明白な部分はございませんので、いろんな情報を得ながら今後のそういった集約ができるかどうか検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 答弁が繰り返しになってしまっているの、多分これ以上言っても繰り返しになってしまうのかなと感じるので、後押しをしていくためにはこういう空間があるので、ここで事業を再開していただけないかということもやはり必要かなと感じます。当然自助努力で、先ほど町長の答弁の中にも顧客がいないところでは大変だということで、顧客の増加も考えていかなければならないということがあったわけですが、顧客が少ないのは事実なわけですが、顧客がふえるのを待っていて事業再開という形は、通常は当然需要と供給の問題で商売が成り立つから商売が始まるということは十分承知しているのですけれども、今我々の置かれている状況は通常の状況ではないと感じます。その中でどうするかということであれば、やはりある程度エリアを決めて、町として事業再開を引っ張っていくというような形も必要ではないかと思うのですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、町としましては町の補助制度、さらには国の補助制度、新たに始まる制度をいろいろと関係部署に確認をしながら制度をご紹介

介している状況でございます。議員のご質問は、箱物を町がつくってそこに入れていただくような商業者を取り込んではどうかということでございます。これまではさくらモールのように事業所、大型ショッピングセンターを購入して、そこに入れていただくような帰還に向けての考え方で行いましたけれども、今現時点では限られた商圈の中で商業として再開してもいいという再開意思のある方を募って、事業を開始するまでの補助制度をご紹介します、ご活用いただくということで進めております。ただ、事業再開して運営がどうなっているのか、そういった部分で確認が弱いと。さらには、そういった部分で何か制度ができないかと。いわゆる赤字補填ではありませんが、運営資金の補助とかそういった部分についてはなかなか導入できる部分ではございませんので、あくまでも事業を再開したいという商業者の皆さんのご意思を酌んで、事業再開に向けた施設整備という形が今の補助制度上のあり方ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 事業再開については、今事業を再開するには事業再開補助金、さまざまなものがあります。そういう意味では、再開するだけならば安易にできると思います。ただ、再開した以降に十分ななりわいとしてそれで商売ができるかということを考えて、そのために再開する人がなかなか再開できないでいるのだと思います。これらについては、商工会の動きというのが見えない状況の中では、町としてはさまざまな形で官民合同チーム等々には何とか再開できるような業種、それから事業主を見つけてくれという話をしてはいますが、今回ご指摘のものと、もう既に美容院は2店舗再開しています。そういう意味では、自分でそれだけの顧客をつかまえている方は再開できるのだと思いますが、これを12月1日現在で376名の戻られている町民を相手にしてどれだけの商売ができるかということを考えれば、なかなかその辺を議員にも力を、知恵をおかりしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 非常に難しい問題であるということは重々承知の上の提案であったわけですが、箱物をつくってということでは決してなくて、いろんな支援策が考えられる。支援策というのは必ずしもお金だけではない。当然補助金等の支援策は、現在ある程度できておりますので。ただ箱物をつくってそこに入れてくださいというだけではなくて、やはり一つの大きな商業のモール、建物の中ではなくて、ゾーンとして商店街とまではいなくても、ある程度まとまったところの土地なりを町が買い取ってそれを売るということではなくて、町が主体的になってそういうところを考えて、こういうところで進めるという案を持って、再開する人たちと考えていくということも必要ではないかなと思います。答えが出るものではありませんが、いろんな観点から生活の改善をしていかなければ、なかなか人が戻って、例えば今ここに勤めてきてくれている人が富岡に通うのが大変なので、富岡に住もうと思ってくれるような状況をつくっていくということも必要かと思えます。帰ってこない理由の中には、避難先の生活が便利だからとか病院がしっかりしているからということもありますので、同じようにはなりません、少しでも町もそういうお金の支援だけではなくて、いろんな町づ

くりをどうしていくかということも含めた上でのことも考えていっていただきたいと。私も私なりにまた考えて提案をして質問をしていきたいと思っておりますので、ぜひとも町もそういう考えも持って進めていただければなと思っておりますので、それは要望をしておきたいと思っております。

これもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

2時35分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時21分）

再 開 （午後 2時35分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、4番、渡辺高一君の登壇を許します。

4番、渡辺高一君。

〔4番（渡辺高一君）登壇〕

○4番（渡辺高一君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

1、特定廃棄物埋め立て処分場施設について。（1）、この事業は全国でも初めてのことで、本町は今後どのような監視、管理体制をとり、安全確保に努めるのかお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、渡辺高一議員の一般質問にお答えいたします。

1、特定廃棄物埋め立て処分施設について。（1）、この事業は全国でも初めてのことで、本町は今後どのような監視、管理体制をとり、安全確保に努めるのかお伺いしますについてお答え申し上げます。

当該施設は、平成29年11月17日より特定廃棄物の搬入が開始されました。搬入に当たり、国に対して安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、搬入後も地元住民とのさらなる信頼関係の構築に努めるよう強く求めました。この質問の施設の安全確保につきましては、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定に基づき、管理型処分場への特定廃棄物等の処分の状況及び管理型処分場に係る環境放射能のモニタリング結果の報告を求め、さらに立入調査を実施し、状況確認をしております。また、管理型処分場環境安全委員会において、本町職員2名及び町民3名が委員となり、処分の状況、周辺地域の環境の保全、安全の確保、情報の公開及び住民との信頼関係の確保について環境省から報告を受け、監視を行い、意見交換や助言しております。さらに、町独自で処分場内の立

入調査を実施、処分場内及び周辺河川の水質調査をし、厳しく監視するとともに、調査結果につきましては広報等で町民にお知らせしたいと考えております。今後とも当該施設の安全の確保につきましては、安全確保に関する協定書に基づき、厳しく監視してまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ご答弁ありがとうございました。

再確認のために二、三再質問させていただきます。2016年6月に安全確保に関する協定書を結んでおりますが、その中には定期的な視察などは含まれているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 安全協定につきましては、立ち入りを認められるということで、今現在安全協定に基づき、県、檜葉町とともに立入調査を実施しております。立入調査を実施しながら、モニタリングの結果、処分の状況を環境省より説明を受けております。搬入後につきましても同様に県、檜葉町とともに立入調査を行い、国よりモニタリングの結果報告を受け、監視している状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） 具体的に例えば年間2回とか3回とかという数字的なものは、今現在上がっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 立入調査の回数でよろしいでしょうか。

○4番（渡辺高一君） はい。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 立入調査につきましては、最低毎月1回、定期的に安全協定に基づきまして、県、檜葉町、当町という形で立入調査しております。先ほど申し上げたとおり搬入後も12月1日にも立入調査という形で、定期的に最低限月1回立入調査しています。また、先ほど町長述べましたとおり、町においても町単独で立入調査ということで、生活環境課の環境衛生係で現地に立ち入りして水中の調査を確認したり、あと下流の水域確認したりという形で、町単独でも立入調査を実施している状況です。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） はい、ありがとうございます。

この事業、全国でも初めてのものですから、大変な事業なので、定期的な監視あるいは視察をぜひ行ってほしいと思っております。

次にお聞きしますが、例えば定期的に現状報告を受けるという内容も含まれているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

定期的な立入調査といいますのは、現場の状況、特定廃棄物の埋め立て状況の現場でのしっかりした確認、あとは最新のデータのモニタリングの結果を必ず報告受けるということになっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ありがとうございます。

国、環境省の事業であっても町として進捗状況を把握すべきと考えますので、ぜひそういう方向づけでやっていただきたいなと思います。

次に、抜き打ち的な視察というのも考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

町としましては、県と檜葉町と富岡町ということで定期的な立ち入りはしていますけれども、搬入前においても、今後搬入後においても町として管理型処分場の中の進捗状況については、定期的な立ち入りとは別に立ち入りする抜き打ちという形になると思いますけれども、そういう考えでおりますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） 抜き打ち的な視察ということで、あそこの事業は長期的な事業で、同じメンバーが同じところで作業をするということで、どうしてもマンネリ化するのでないかなど。そういう中で緊張感を持ってやっぱり作業に従事していただくためには、ぜひ抜き打ち的な視察という監視体制を強く町としても環境省にでも申し入れしまして、ここは徹底した管理体制をしていただきたいなと思っております。

次に、災害時における、例えば地震、大雨、大雪等、緊急的な視察はどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

緊急時の対応については、環境省から町及び檜葉町、県に通報連絡が来ることとなります。それに基づいて対策を国に求めていく形になります。状況によっては、搬入の停止などを求めることが安全協定の中で決まっておりますので、それを含めて緊急の場合の通報という形で受けることになっておりますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 緊急ではなくて、災害の場合ですよね。災害といいますか、大雨とか大雪と

かそういう部分での問いです、課長。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 安全協定に基づきということで、モニタリング異常が検出された、あとは火災、重大な故障、放射性物質の漏えいが発生した場合は、本町に連絡が来ることになっております。措置については、町及び県と橋葉町と協定に基づき適切な措置を求めることができる。なお、対応するまでの間、安全協定によりまして特定廃棄物の搬入を停止することができるということで安全協定にうたっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） 前回現地視察の際に確認したのですが、ポンプ類あるいはろ過設備、その電源となる変電設備が埋設施設の一番低い場所に今設置しているのです。どうしても私あれ見ますと、環境省には前回質問ちょっとできなかつたのですけれども、私としては災害時に変電設備の設置場所としてはちょっと危惧しているところなのですけれども。今後その都度、その都度視察の際に、状況に応じて町としても環境省にも若干内容的なものを変更してもらうとかそういうこともやっぱり考えるべきと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ご質問ありがとうございます。

今の状況につきましては、しっかり環境省に申し入れしていきたいと思っております。災害時というのは、どこでいつ何が起きるかわかりませんので、対策をしっかり講じるように求めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ありがとうございます。

次に、町内の輸送ルート of 安全確保のため、モニタリング結果の情報公開はもちろんのこと、空間あるいは輸送時による粉じん、河川での水質等、日々変化する状況に応じて測定箇所や測定回数を町としても今後環境省の対応を見ながらふやすべきと考えていますが、その辺の考えもおありでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） モニタリング箇所につきましては、現在議員ご承知のとおり町内でいろいろな形のモニタリングは実施しております。また、道路通行についても警察署付近でのモニタリングという形で、国は実施の方向で考えているという回答はいただいているところなのですけれども、町としては国が実施するモニタリング箇所についてしっかり検証した上で、必要であれば箇所数もふやすとかそういう形も今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ぜひそのように町からの意見としても環境省には申し述べさせていただきたいなと思います。

次に、環境省は道路損傷部において道路補修を実施し、必要に応じて道路際の草刈り、枝払いなど安全、安心の確保に努めるとありますが、本町としてのチェック体制はどのようになっているかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

今回の輸送においての前段で、町は現場を確認させていただきました。その状態の中で、これは中間貯蔵施設への輸送も同じですけれども、当然帰還困難区域を通ったり、主に大型車で通るわけですので、しっかりその維持管理、草刈りも除草も国で実施するよとということ、前段で輸送開始前にも求めておりますし、また町においてもしっかり確認しまして、そういう状況があれば国でしっかり対応してもらうように要請したいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ぜひ富岡に帰町する町民の方も先ほど聞いたようにだんだんふえてきていますので、全て環境省にお任せということではなく、町としても独自のチェック体制をとりながら、環境省に申し入れするような体制をとっていただきたいなと思います。

次に、ちょっとこれは先日、11月11日で町民の皆さんへ環境省からのお知らせとして輸送ルート、これが郵送されたのですけれども、今現在富岡町に帰町している方は高齢者が多いのではないかと自分は把握しているのですけれども、その中でこういう小さい地図を各町民にお知らせとして配布していますが、これではちょっと虫眼鏡で見るような地図なのです。ですから、もう一回環境省にこの地図に関しては町からぜひ申し入れをしまして、もうちょっと拡大したものを送ってほしいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ご質問ありがとうございます。

この地図についても実際国と協議したところですが、わかりやすくお知らせしてくださいということでお話ししたところで、残念ながらそういう形になりましたけれども、今後計画において中間貯蔵施設への輸送もそうですけれども、お知らせする形になると思いますので、その辺はわかりやすいお知らせということで国と協議していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 4番、渡辺高一君。

○4番（渡辺高一君） ぜひそのようにしてくださるようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の一般質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって4番、渡辺高一君の一般質問を終わります。
以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日14日午前10時より会議を開きます。
それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時54分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 早 川 恒 久

議 員 遠 藤 一 善

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成29年12月14日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定について

議案第 88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 町道路線の認定及び変更について

議案第 91号 動産の取得について

議案第 92号 不動産の取得について

議案第 93号 工事請負契約の変更について

議案第 94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第6号)

議案第 95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 98号 平成29年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

議案第101号 動産の取得について

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

○欠席議員（1名）

14番 塚野芳美君

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斉藤一宏君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
参事兼 教育総務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君

総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 会務 局長	志	賀	智	秀	
議席 会務 局長	大	和	田	豊	一
議席 会務 局長 主任	藤	田	志	穂	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○副議長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、14番、塚野芳美君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。議長が急遽欠席ということで、副議長の私が議長をきょう1日務めさせていただきますが、ふなれでございますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第10回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○副議長（渡辺英博君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○副議長（渡辺英博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 安藤正純君

9番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○副議長（渡辺英博君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件についてはさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おはようございます。それでは、議案第87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定についての提案の内容をご説明申し上げます。

本町においては、本年4月1日の帰還困難区域を除く区域の避難指示解除以降、復興関連事業者な

どからの宿泊施設や寄宿舍等の建設に関する計画やご相談が増加しております。これら宿泊施設や寄宿舍などの建設が町内生活環境に大きな変化をもたらすものと多くの方々が懸念する状況にあります。町といたしましては、第2次災害復興計画においてこれから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指すとしておりまして、町民と新たな住民、また居住者や滞在者との共生を図っていくためにまずは宿泊施設や寄宿舍などの特定用途建築物の建築計画を把握し、建築計画の周知や町民などとの事前の合意形成を促すことが必要であり、これらのことで地域の方々のご不安を和らげ、ひいては特定用途建築物に入居、滞在される方々への理解が進められるものとなることを考え、建築行為に先立つ手続として基本的事項を定めようと本条例を制定しようとするものであります。

制定いたします富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例は、第7条において建築主の責務として快適な生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、良好な近隣関係の形成に努めることと規定いたし、第8条において建築確認申請を行う90日前までに町へ基本計画書を提出しなければならないこと、第11条において建築主は町との調整を踏まえて建築確認申請を行うこと、また第9条では建築主は建築物の建築予定敷地内に建築計画の概要を明示すること、第10条には建築主に建築計画の説明会の開催を求めることができることを規定し、町が特定用途建築物の建築計画を把握できるようにするとともに、町民への建築計画周知と事前の合意形成を促すことができるようにしております。

なお、附則においてこの条例の施行期日を平成30年1月1日からとし、施行日の翌日から起算して7月を経過した後に建築確認申請を行う特定用途建築物の建築について適用するとしておりますので、申し添えさせていただきます。

提案の内容の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 前回委員会で説明を受け、質問をさせていただきましたので、おおむねその考え方というのは理解できます。ただ、これ建物についての手続条例なのですけれども、私は建物に問題があるのではなくて、中にどういう人が入ってくるか、人間に問題があるのかなと考えるのですけれども、特にこの寄宿舍、例えば企業が作業員を泊める寄宿舍にどういう人が入るのか、そういったことも物すごく大事なのかなと思うのですが、例えば指名手配とか、前科とか、そういった人たちもかなり潜ってくるのかなと想定されますので、建物に対する条例も大切なのですけれども、やはり富岡に寄宿舍を建てる企業にももしプライバシーに差し支えなければ泊まっている方の名簿を提出できるかどうかとか、そういった人間に対する網をかけるような作業、それも町では考えているのでしょうか。

○副議長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問いただいたように、ご懸念ということについては我々も同様に感

じておりますが、入居される方々のお届けをいただくとかという規定については、今のところそこまでの考えはございません。建築物の計画、それから実は管理者というところの把握まではこの条例の中でしていきたいと思っております、管理者を通して入居者の管理をいただく。それから、消防もそうでございますが、警察、消防等々にこの建築物を管理されている方、連絡先はこういうことですよということの情報共有を差し上げながら、入居される方、滞在される方々の周知の把握に努めてまいりたい。もう一つは、逆に町のさまざまな情報、ごみをどういうふうに出すとか、さまざまな情報についても管理者を通して入居者に周知を図っていきたいというところでございます。

以上です。

○副議長（渡辺英博君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 例えば寄宿舍に入っているような方が窃盗とか、傷害事件とか、そういったようなことが起きたような場合に、その管理者に対して、本人に対しては当然警察が刑法犯ということでやってくれると思うのですが、町は町独自に地域住民に対する不安というものがありますから、強くその管理者に要望するような考えはありますか。

○副議長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 考えがあるかということでございますので、当然のごとく、例えば宿舍、寄宿舍等々に入居されている方々以外もさまざまな方々がおられます。そういう方々に対して町としては、警察、消防ともども対応していくといったところが基本になろうと思います。町としましては、管理者の把握まではしたい、それによってどのような方々が入居されているのかということ把握したいと考えておりますので、まずは管理者にさまざまなご相談、それから町としての考えを申し上げてまいり、そのことを入居される方々に理解いただくということを現段階では考えております。

以上です。

○副議長（渡辺英博君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 例えば以前富岡町であったかなと思うのですが、防犯対策協議会、警察を中心としたような。そういったところにそういう事業者も参加してもらうような、そういう協議会を設置して、その管理者には自分の寄宿舍に泊まっている人の素行なんかをきっちり管理してもらおうという横のつながりを持つべきかなと思うのですが、そういう考えはありますか。

○副議長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 防犯の担当の部署としてお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、今防犯対策とか、いろんな対策については双葉警察署が中心になって事業者も含めた形で対応はしているところですので、その中に入っていただけるような方向で双葉警察署とも相談していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（渡辺英博君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年10月3日付の福島県人事委員会勧告を受け、行うもので、改正点は勤勉手当の支給月数の引き上げ及び初任給を中心に若年層の給与月額引き上げの2点であります。1点目の勤勉手当の支給月数の引き上げにつきましては、改正本文中、第1条で平成29年度分の支給率を、第2条で平成30年度以降の勤勉手当の支給率を改正しております。また、2点目の給与月額引き上げについては、第1条において別表第1、行政職給料表を改正しております。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明を申し上げます。議案第88号別紙資料1ページの職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）をごらんください。改正条例第1条に係る改正であります。条例第22条は、勤勉手当に関する規定であります。勤勉手当の支給は6月と12月となっており、本年6月分については既に支給済みでありますので、12月に一括して支給することとなるため、6月分の支給率は現行のまま、12月分の支給率を引き上げるという改正となります。

第22条第2項第1号では、再任用以外の職員の勤勉手当支給月数を0.1カ月分引き上げるため、現行100分の85を改正案において6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合におい

ては100分の95と改め、第2号では再任用職員について0.05月分引き上げるため、現行100分の40を改正案において6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45と改めるものであります。

また、資料2ページから8ページにあります別表第1、行政職給料表につきましては、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げるため、1級から3級でおおよそ月額1,000円程度の引き上げ、平均改定率を0.08%となる改正を行うものでございます。

資料9ページの新旧対照表(第2条)につきましては、平成30年度以降の勤勉手当の支給割合に係る改正となります。本年度分の支給率の引き上げにつきましては、12月に一括して引き上げを行いましたが、平成30年度分については6月と12月を同率とするということから、第22条第2項第1号では再任用以外の職員の支給率を現行6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を改正案において100分の90に改め、第2号では再任用職員の支給率を現行6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45を改正案において100分の42.5に改正するものであります。

議案第88号、議案書に戻りますが、附則第1条で本改正条例の施行期日を公布の日とし、改正本文中、第2条、平成30年4月以降の勤勉手当の改正内容については、施行日を平成30年4月1日としております。

また、改正本文中の給料表改正については平成29年4月1日から適用するとともに、附則第2条においては本年中先に支給しました給与及び勤勉手当については本改正条例の内払いとすることを明記しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○副議長(渡辺英博君) 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(渡辺英博君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(渡辺英博君) 討論なしと認めます。

これより議案第88号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長(渡辺英博君) 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） おはようございます。それでは、議案第89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成30年4月に富岡町内で小中学校を再開するため及び上位法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。富岡町立小中学校は、震災以降応急的に三春町内において開校しております。来年4月に富岡町内で学校を再開いたしましても現在開校している三春校はそのまま継続するため、三春校の学校名及び位置を明確に定めるものでございます。

議案第89号別紙資料をごらんください。第1条中、「第40条」を「第45条」に改め、第2条中、「別表」を「別表第1」及び「別表第2」に改めるものでございます。別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加えるものでございます。別表第2としまして、名称を各学校名の次に「三春校」を加え、表示するとともに、学校の位置を田村郡三春町大字熊耳字南原94とするものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件については表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、議案第90号 町道路線の認定及び変更についてご説明いたします。

今回の町道認定及び変更は、曲田土地区画整理事業に伴う路線の認定と設計の見直しに伴う変更です。新たに認定する道路として歩行者専用道路の2路線、また終点延長及び幅員の変更をする道路が1路線であります。

別紙資料1をごらんください。認定する緑色の路線、曲田歩道1号線は、図面左下の曲田都市計画街路1号線を起点とし、曲田区画街路8号線を終点とする歩道で、延長53.1メートル、幅員4メートルの新規認定路線であります。また、認定する青色の路線、曲田歩道2号線は、都市計画街路1号線を起点とし、曲田区画街路10号線を終点とする歩道で、延長46.8メートル、幅員4メートルの道路です。

変更する路線は、赤色の路線、曲田区画街路20号線であります。曲田区画街路5号線を起点とし、曲田土地区画整理事業の設計見直しに伴い、終点及び幅員の変更をするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を復興推進課長より求めます。

復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） おはようございます。それでは、議案第91号 動産の取得についての内容についてご説明申し上げます。

今回の案件は、平成29年度当初予算で計上させていただいた消費生活対策事業における非破壊式放射能簡易測定器2台の備品購入であります。事業費につきましては、福島再生加速化交付金事業で対応するものであります。本事業の目的は、帰還した町民が家庭菜園等で栽培した野菜等の放射能測定を町民みずからが実施することにより自家栽培野菜の測定に対する意識の高揚を図ることであり、町民の放射線に対する不安解消につなげてまいりたいと考えております。

購入いたします機器の概要につきましては、議案第91号別紙資料9ページをごらんください。測定器の構成につきましては、タッチパネル式ディスプレイ、検出器、遮蔽体、レシートプリンターとなっております。非破壊式なので、試料を細かく切る必要がありません。計測時間は、1キログラムの試料で約10分程度です。機器の操作は、タッチパネル式ディスプレイにより試料の種類、採取地等を選ぶだけなので、どなたでも簡単に扱うことができます。測定結果につきましては、セシウム137、134、セシウムの合計値が表示されるほか、合計値のスクリーニングレベルの超過、以下の区分が表示され、レシートプリンターにより出力されます。

次に、配備先について説明いたします。配備先につきましては、現在、そして今後しばらく人の出入りが多く見込まれる役場本庁舎の町民ホール及び富岡町交流サロンとしたいと考えております。また、簡単に移動が可能であるため、今後帰還の状況や町内施設の人の出入りの増減に合わせて配備先につきましては変更していく考えであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第92号 不動産の取得についての提案の内容を説明申し上げます。

提案申し上げます不動産の取得につきましては、本町上郡、太田地区に整備を計画いたします富岡産業団地整備事業に必要となる土地のうち、相続や農地転用手続が完了するなどして取得が可能となった5万1,878平方メートル、53筆の土地取得であり、取得価格は土地ごとの不動産鑑定評価により総額1億2,960万4,100円でございます。

議案第92号別紙をごらんください。取得いたします土地の契約相手方の一覧でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

また、議案第92号別紙資料、A3横判の資料になりますが、こちらには整備事業区域のうち、今回取得いたします土地の範囲を赤着色で、相続手続を行っているなどの理由で取得に若干の時間を要する土地9件、52筆を青色着色で、既に土地売買契約を締結した土地46件、269筆を黄色着色でそれぞれお示ししておりますので、あわせてご確認をお願いしたいと思います。

なお、今回提案いたします取得案件を含め、これまで取得いたしました事業用地の総計は28万3,189.62平方メートルであり、取得予定面積に対する取得率が89.41%となっており、未取得地3万3,536.32平方メートルにつきましては来年度上半期に予定しております事業用地の開発許可申請までには取得してまいりよう土地所有者並びに関係者と密に連絡調整してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

提案の内容の説明につきましては以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） それでは、議案第93号 工事請負契約の変更について内容のご説明を申し上げます。

富岡第一中学校施設復旧工事については、当初は災害復旧を基本に工事を進め、第1回の変更において保護者や児童生徒の皆さんに安全、安心な環境を提供するため、室内の全面的な改修などを進めております。今回工事の進捗に伴い、児童生徒の安全対策を含め、さらなる施設の充実を図るため、追加工事として2回目の工事変更を行うものでございます。

議案第93号別紙資料1をごらんください。工事請負変更契約書であります。第2条において、工事請負代金2,518万9,920円を新たに増額することとしております。

議案第93号別紙資料2をごらんください。資料左側には主な工事箇所の位置を、右側には変更内容を記載しております。主な工事といたしまして、校舎の外部は校舎西側正門の門柱及び外灯の新設、南側にある国旗等掲揚ポールの再設置、加圧ポンプ設置などであります。また、校舎の内部は消火ポンプの交換、昇降口のフローリングブロック張りかえ、階段吹き抜け部分へ転落防止用ネットの新設や体育館2階の南北連窓部分に手すり設置などが主な工事内容になります。これらにより現請負金額5億1,499万2,600円から2,518万9,920円を増額し、工事請負額を5億4,018万2,520円に変更するものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、10時55分まで10分間休議いたします。

休 議 （午前10時45分）

再 開 （午前10時55分）

○副議長（渡辺英博君） それでは、定刻ですので、再開いたします。

次に、議案第94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の精査等を主に緊急に実施または着手すべき事業に係る経費を加えた結果、既定の予算から歳入歳出それぞれ9,954万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ276億3,190万5,000円とするものであります。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第8款第1項地方特例交付金につきましては、交付金額確定により56万2,000円を増額するものであります。

第12款使用料及び手数料は、第1項使用料において公設卸売市場施設使用料199万5,000円の増などにより263万7,000円を増額し、第2項手数料におきまして仮ナンバーの交付手数料6,000円を増額したことにより、合わせて264万3,000円の増額となったものであります。

第13款国庫支出金では、第1項国庫負担金において交付見込みにより児童手当負担金1,391万1,000円を減額、保険基盤安定負担金556万5,000円の増額などにより869万6,000円を減額し、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金6,947万5,000円の増、林道施設災害復旧事業補助金2,999万9,000円の増となる一方で、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の過年度分で3億4,229万8,000円の減、復興交付金、農水省分の3,387万8,000円の減などにより、合わせて2億9,230万2,000円を減額し、第3項国庫委託金において福島避難解除区域生活環境整備事業委託金1億21万5,000円の増となる一方で、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金が5,954万2,000円

の減額となり、合わせて4,067万3,000円を増額したことにより国庫支出金合計では2億6,032万5,000円減額となったものであります。

第14款県支出金4,503万円の増額は、第1項県負担金において保険基盤安定負担金2,610万7,000円の増額、児童手当負担金254万3,000円の減額などにより2,373万9,000円を増額し、第2項県補助金では被災12市町村農業者支援事業補助金340万円の増、電源立地地域対策交付金1,700万円の増などにより、合わせて2,082万1,000円を増額し、第3項県委託金においてうつくしま権限移譲交付金の増などにより47万円の増額となったことによるものであります。

第15款財産収入、第1項財産運用収入81万2,000円の増額は、預金利子によるものでございます。

第16款第1項寄附金では、一般寄附金、一般災害義援金などが増額となった一方、再生可能エネルギー寄附金の寄附開始が来年度となったことから、2,267万4,000円を減額するものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、災害公営住宅の取得費用確定により国交省分の福島再生加速化交付金基金5億5,168万5,000円の減額を初め公共用施設維持運営基金や復興交付金基金などで国が繰入額を減額する一方で、財政調整基金3億3,758万3,000円を初め再エネ復興まちづくり基金や福島再生加速化交付金基金の経産省分、同じく農水省分など繰入額を増額したことにより1億3,644万5,000円の増額となりました。

4ページをお開き願います。第19款諸収入、第4項雑入204万2,000円の減額は、町民号参加者負担金420万円などを減額する一方、原子力立地給付金分配金201万6,000円の増額などによるものであります。

以上により歳入合計9,954万9,000円の減額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをごらんください。第1款第1項議会費15万2,000円の増額は、人事院勧告による給与改定に伴う給与費の増額であります。

第2款総務費4億8,993万1,000円の増額の主な要因は、一般管理費、文書管理費、公共用施設維持基金費、復興交付金基金積立金などで約9,000万円の減額となる一方で、産業団地整備事業やため池除染工事に係る福島再生加速化交付金基金費が5億7,992万6,000円の増額となったことなどにより、第1項総務管理費において4億9,025万8,000円の増額となったことによるものです。

そのほか第2項徴税费では職員給与費の不足額43万2,000円、第3項戸籍住民基本台帳費では被災証明書事業費481万6,000円、第5項統計調査費では職員給与費の不足額4万5,000円をそれぞれ増額し、第4項選挙費では衆議院議員選挙に係る経費の不用額562万円を減額しております。

第3款民生費5,012万1,000円の増額は、第1項社会福祉費において敬老会や敬老祝金事業の完了による不用額、措置者の減による老人措置費などの減額をする一方で、受給者数の増加などにより自立支援事業費や国保、介護、介護サービス事業などの特別会計繰出金が増額となり、合わせて6,551万8,000円を増額し、第2項児童福祉費では平成30年4月からの未就学児預かりのための備品、消耗品等の整備のため保育所費510万9,000円を増額とする一方で、児童手当支給事業費の確定により1,900万

円を減額したことなどにより1,442万8,000円を減額し、第3項災害救助費においても事業費確定により96万9,000円を減額したことによるものであります。

第4款衛生費4,312万8,000円の減額は、第1項保健衛生費において県立ふたば医療センターの整備事業の完了、不快害虫駆除委託費の不用額の減額などにより4,411万8,000円を減額し、第3項上水道費において双葉地方水道企業団事務費負担金99万円を増額することによるものであります。

第6款農林水産業費では、第1項農業費において多目的集会場の維持管理費や用排水路の維持修繕事業費など623万9,000円を増額とする一方で、職員給与費や農業集落排水事業特別会計の繰出金、土地改良区運営補助金など2,698万円を減額したことにより、合わせて2,074万1,000円の減額となっております。

第7款第1項商工費は、工業団地事業費で産業団地整備に係る物件移転補償費など2億555万9,000円の増、商業拠点施設整備事業費で不動産購入費など7,968万8,000円の増となる一方で、ゲルマニウム半導体式測定器の保管、移設費や機器購入費など3,639万1,000円の減などにより2億3,406万4,000円の増額となっております。

6ページをごらんください。第8款土木費7億7,477万4,000円の減額は、第1項土木管理費において発注者支援業務委託料の確定などにより1,184万3,000円の減、第2項道路橋梁費において関根小浜線拡幅工事負担金や道路維持管理委託費など6,453万9,000円の減、第4項都市計画費において公共下水道事業特別会計への繰出金など7,281万1,000円の減、第5項住宅費において災害公営住宅購入費などの不用額6億2,558万1,000円の減などによるものであります。

第9款第1項消防費5,103万1,000円の減額は、防火防犯パトロール委託料の額確定による不用額4,011万7,000円の減、防災行政無線戸別受信機購入費1,033万円の減などによるものであります。

第10款教育費2,206万9,000円の増額は、第1項教育総務費において事務局経費、奨学資金貸与基金繰出金など162万9,000円を増額し、第2項小学校費及び第3項中学校費において教職員の人間ドック負担金としてそれぞれ4万4,000円と3万円を増額し、第4項幼稚園費では職員給与費12万8,000円を増額、第5項社会教育費では図書館システムの賃借料、図書館の清掃費用、図書の薫蒸費用など図書館事業費の増額などにより1,973万8,000円を増額し、第6項保健体育費においてスポーツ大会出場選手激励金として50万円を増額したことによるものであります。

第11款災害復旧費621万2,000円の減額は、第2項公共土木施設災害復旧費において道路橋梁施設災害復旧事業の不用額を減額したものであり、第1項農林水産施設災害復旧費は財源更正であります。

以上によりまして歳出の補正総額は9,954万9,000円の減額となっております。

次に、7ページをごらんください。第2表、継続費補正、(1)、追加でございます。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業は町内ため池の放射性物質の除去を行うもので、工期が2カ年にわたることから、総額を7億1,400万円、年割額を平成29年度、平成30年度ともに3億5,700万円として継続費を設定するものであります。

次に、8ページをごらんください。第3表、繰越明許費であります。第7款商工費、第1項商工費、事業名、仮施設解体工事費、金額1,000万円は、広野町にあります工業団地内の仮施設解体費用であります。同じく事業名、商業拠点施設整備事業費、金額1億2,126万1,000円は、さくらモールとみおか別館を整備するための不動産取得に係る費用でございます。この2件につきまして、年度をまたぎ、事業を実施しなければならないため、繰越明許費を設定するものであります。

続いて、9ページをお開き願います。第4表、債務負担行為につきましては、平成30年度当初より事業を開始するため、庁舎機械警備委託料を限度額180万円として、桜まつり2018を限度額1,300万円、文化交流センター休日警備業務委託を限度額400万円、文化交流センター清掃管理業務委託を限度額2,000万円として債務負担行為を設定するものであります。また、図書館システムリースにつきましては期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を2,000万円として債務負担行為を設定するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることといたします。

それでは、歳入の部から入ります。

14ページをお開きいただきたいと思えます。14ページ、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 16ページ、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 18ページ、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 副議長（渡辺英博君） 28、29ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 30、31ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 32、33ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 34、35ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 36、37ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 38、39ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 40、41ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 42、43ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 44、45ございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 46、47ございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 48、49ございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 50、51ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 52、53ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 54、55ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 56、57ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 副議長（渡辺英博君） 60、61ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 62、63ページございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 債務負担行為の中の桜まつり2018、当初よりということで、限度額ではあるのですが、現在桜まつりに関しましてはどのような状況で進んでいるのでしょうか。

○副議長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 来春の桜まつりに関してでございますが、今月中に実行委員会を開催する予定としております。さらには、予算上来春に向けての通信費等、参加の要請等のご案内する予算を計上しているという状況でございます。

以上です。

○副議長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 1点確認なのですが、8ページの繰越明許費の仮施設解体工事費、広野町と説明あったのですけれども、これは何なのでしょう。

○副議長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらの繰越明許の仮施設解体工事費、こちら広野の折木にございました2事業者の仮施設の撤去費用ということでございます。

〔「業者名」と言う人あり〕

○産業振興課長（猪狩 力君） 名称を申し上げれば、アズマ工業、日検エンジニアリングが2社で仮施設を整備したいということで整備していたものを解体するということでございます。

以上です。

〔「経過」と言う人あり〕

○産業振興課長（猪狩 力君） 震災の中で2事業者が中小機構の仮設整備事業を受けられるということで、土地についての問題をクリアすれば建てられるというような形態になってございますので、その2事業者が広野町に土地を確保し、それを町が無償で借りたというようなことでの経緯の中で施設を設置したというものでございます。

以上です。

○副議長（渡辺英博君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 中小機構を利用される場合というのは、多分私の記憶ではその町、自治体で管理されるので、広野町のものになるので、広野町が解体するのではないですか。

○副議長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） あくまで施設整備する際には町が所有になります。そして、そこを解体する場合につきましては10分の10の補助でございますので、町が一旦負担した後で返還されると

というような形になります。なお、いわき市におきましても今後そういった中で起きれば、町で工事等をやるというようなことになろうかと思えます。

○副議長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度国、県交付金の見込みに伴い、歳入歳出それぞれ5,344万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億6,515万2,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。67ページをごらんください。第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより保険財政共同安定化事業交付金521万1,000円を減額するものです。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、国、県負担金の見込みから保険税軽減相当額等繰入金で4,222万8,000円を増額、職員給与費等繰入金で90万1,000円を増額、財政安定化支援事業繰入金で1,549万5,000円を増額するもので、合わせて5,862万4,000円を増額するものです。

第11款諸収入、第4項雑入3万5,000円の増額は、第三者行為に係る損害賠償金により2万8,000円

を増額、資格喪失後受診に係る返還金の調整により1,000円を減額、雑入により8,000円を増額するもので、歳入総額において5,344万8,000円の増額補正となるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。68ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において事務的経費の増加分として34万3,000円を増額、第3項運営協議会費において事務的経費の増加分として2,000円を増額、合わせて34万5,000円を増額するものです。

第2款保険給付費及び第7款共同事業拠出金は、歳入予算の補正に伴い、財源を更正したものです。

第8款第2項保健事業費は、医療費適正化対策事業で20万2,000円を増額するものです。

第11款第1項予備費においては5,290万1,000円を増額し、歳出合計において5,344万8,000円の増額補正、歳入総額を34億6,515万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しては、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

72ページから79ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,086万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6億3,352万7,000円とするものであります。

83ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は収入実績による197万7,000円の増、第4款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算の調整による7,289万9,000円の減、第6款諸収入、第3項雑入は下水道工事指定店登録料の納入実績による6万円の増であります。

84ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の7,086万2,000円の減額は、事務事業費の精査、請負差額の不用額の減によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

88ページから91ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2億8,390万円とするものであります。

95ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は納入実績による18万7,000円の増、第4款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算の調整による728万円の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。96ページをお開き願います。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費の709万3,000円の減額は、事務事業費の精査及び請負差額の不用額によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

100ページから103ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億1,292万1,000円とするものであります。

107ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。歳入につきましては、歳出予算額との調整に伴う一般会計繰入金の補正であり、第1款第1項繰入金9万3,000円増額補正し、歳入合計額を3億1,292万1,000円としたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。108ページをごらんください。歳出につきましては、職員の給与に関する条例の改正に伴う給与費の増額補正であり、第1款第1項事業費を9万3,000円増額補正し、歳出合計額を3億1,292万1,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

112ページから117ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費の伸びに伴う平成29年度国、県支出金の交付見込みなど既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,495万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,896万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。121ページをごらんください。第3款国庫支出金3,053万9,000円増額は、介護給付費の伸びに伴い、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として1,019万2,000円増額、第2項国庫補助金は調整交付金として280万円増額、地域支援事業交付金として88万5,000円増額、災害臨時特例交付金として1,663万2,000円増額し、合わせて2,034万7,000円増額するものでございます。

第4款第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金として1,415万円増額、地域支援事業支援交付金として64万4,000円増額し、合わせて1,479万4,000円増額するものです。

第5款県支出金751万7,000円増額は、第1項県負担金において介護給付費負担金707万5,000円増額、第2項県補助金において地域支援事業交付金44万2,000円増額するものです。

第7款繰入金1,210万円増額は、第1項他会計繰入金において介護給付費繰入金707万5,000円増額、また職員給与費の増に伴い150万1,000円増額し、第2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として352万4,000円増額するもので、歳入において6,495万円増額補正をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。122ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は職員給与費など104万3,000円増額、第3項運営協議会費は介護保険運営協議会費として1万6,000円増額、合わせて105万9,000円増額するものです。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費において介護サービス給与費4,900万円増額、第2項介護予防サービス等諸費において介護予防サービス給付費763万円増額し、合わせて5,663万円増額するものです。

第3款地域支援事業費373万7,000円増額は、第1項介護予防事業費において介護予防ケアマネジメント費など294万円増額、第2項包括的支援事業としておむつ代助成金など79万7,000円増額す

るものです。

第5款の諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算による国、県等の返還金352万4,000円を増額し、歳出において6,495万円の増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

126ページから137ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ103万2,000円を増額し、歳入歳出総額を831万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。昨日差しかえをお願いいたしました富岡町介護サービス

事業特別会計補正予算（第2号）の141ページをごらんください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、予防支援サービス計画費収入金の増により73万2,000円を増額するものです。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は一般会計繰入金として30万円を増額し、補正後の歳入総額を831万6,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。142ページをごらんください。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は介護予防サービス計画費の増により103万2,000円を増額するもので、補正後の歳出総額を831万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

141ページから149ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○副議長（渡辺英博君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第101号 動産の取得の内容についてご説明いたします。

今回の動産の取得につきましては、富岡町の保健活動の拠点として平成30年4月の再開を目指して復旧工事を行っております富岡町保健センターに係る備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得に当たりましては、電源立地地域対策交付金を活用するものでございます。取得する動産は、震災前の状態にすることを目的とし、保健センター建設当時に取得した備品のうち、震災や経年劣化等により使用ふぐあいとなった備品等でございます。取得する動産の種類は什器備品等で、数量は一式であります。取得の方法は、買い入れであります。取得予定価格は855万3,600円でございます。契約の相手方は、住所、福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森176-3、サトウ事務器機、佐藤耕市であります。

議案第101号別紙資料1及び別紙資料2をごらんください。別紙資料1は、備品購入契約書と入札状況調書、内訳書でございます。別紙資料2は、什器備品配置概要図でございます。別紙資料1の内訳書に基づき、主な物品の内容についてご説明いたします。設置箇所1の1階事務室においては事務用デスク及び椅子、ミーティングテーブルなどを購入、設置箇所3の1階記録保管室には健診結果等を保管する施錠可能な収納ユニットなどを購入するものでございます。設置箇所4の1階診察室については医師用テーブル、診察台などを購入、設置箇所5の1階集団検診室には会議用テーブル、椅子などを購入するものです。設置箇所6の1階待合ホールにはロビーチェアなどを購入、設置箇所8の2階集団指導室には会議用テーブル、椅子などを購入するものでございます。以上、備品購入合計数は42品目、263点であり、納入期限を平成30年3月26日としているものでございます。

説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

〔何事か言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時59分）

再 開 （午後 零時02分）

○副議長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（渡辺英博君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時03分）

再 開 （午後 1時00分）

○副議長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、各委員会の開会時刻と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務常任委員会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第2委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時01分）

再 開 （午後 1時09分）

○副議長（渡辺英博君） それでは、時間は若干残っていますが、全員そろいましたので、再開いたします。

○委員会報告

○副議長（渡辺英博君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第41号、平成29年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、12月14日午後1時1分より富岡町役場第1委員

会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 教育委員会に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、6人、欠席委員、1人、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第42号、平成29年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、12月14日午後1時2分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告します。

記。1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 生活環境課に関する件、(7) いわき支所に関する件、(8) 郡山支所に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第43号、平成29年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、12月14日午後1時3分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第44号、平成29年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、12月14日午後1時4分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明のための出席者、なし、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第45号、平成29年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、12月14日午後1時6分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、7番」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいま7番、遠藤一善君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議内容の説明について、7番、遠藤一善君より説明を求めます。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○副議長（渡辺英博君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡辺英博君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○副議長（渡辺英博君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第10回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 1時21分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

副 議 長 渡 辺 英 博

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一